

## 平成25年第5回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成25年9月10日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 3 番 相馬 剛議員
    - 1. 市のシンボルの市民への周知について
    - 2. 少年のスポーツ活動について
  - 20番 山本はるひ議員
    - 1. 放射能除染対策について
    - 2. ホームページによる情報提供のあり方について
    - 3. 協働の視点による国際交流のあり方について
  - 1 番 藤村由美子議員
    - 1. 安全で便利なまちづくりについて
    - 2. ゆ～バスについて
  - 5 番 佐藤一則議員
    - 1. 消防行政について
    - 2. 児童・生徒の登下校時の安全について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	伴内照和君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	古内貢君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	熊田一雄君	水道課長	舟岡誠君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿久津誠君
農業委員会 事務局長	平井英樹君	西那須野 支所長	玉木宇志君
塩原支所長	渡邊勝美君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹  
課長補佐兼  
議事調査係長 石 塚 昌 章  
議事調査係 小 池 雅 之

議事課長 白 井 一 之  
議事調査係 人 見 栄 作  
議事調査係 小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。  
散会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は26名であります。

#### 議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

相馬 剛 君

議長（中村芳隆君） 初めに、3番、相馬剛君。  
3番（相馬 剛君） 議席番号3番、チーム那須塩原、相馬剛です。

通告に従い、市政一般質問をさせていただきます。

1、市のシンボルの市民への周知について。

平成17年に那須塩原市が誕生し、間もなく10年を迎えます。市民が一体感を持ち、まちづくりを進めるために、市のシンボルは大きな役割を果たしていると思います。そこで、市のシンボルについてどのように周知しているか、次の内容について伺います。

市章の周知について。

市章は、市の将来像である「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」を図案化し、シンボルマークとしたものだと思います。

しかし、市章の意味を承知、理解されている市民は非常に少ないと思います。市民にとって、本市の施策が何を目標に行われているか、市が目指しているものは何かを、まずもって知っていただくことが市民参加型の市政のスタートだろうと思います。

そこで、次の点を伺います。

市民に対し、市章とその意味をどのように周知していますか。

市の小・中学生への周知は、どのような方法で行われていますか。

旧黒磯市、西那須野町、塩原町では、徽章をつけておりましたが、本市ではその予定はありませんか。

今後、この市章とその意味について、今まで以上に説明し、市民の理解を深めていく考えはありますか。

市のシンボルとしての木、花について。

合併時に制定された市のシンボルとしての木は松、花はヤシオツツジと指定されています。これについて伺います。

その周知の方法はどのようにしていますか。

緑化事業等で普及する考えはありますか。

それ以外に、シンボルとして、鳥や魚などを制定するお考えはありますか。

市民憲章について。

多くの市で市民憲章が制定されています。これは、まちづくりの方向性を明らかにし、市民一人一人がまちづくりに主体的に取り組んでいくための道しるべとなるもので、市民が一緒になって市を守り、市民の誇りを育てるための心の支えです。

旧黒磯市、西那須野町、塩原町でも同様のものがありました。

そこで、次の内容について伺います。

今後市民憲章を制定する予定はありますか。

市民憲章について、どのようにお考えですか。

市歌について。

市民の歌は、ふるさとに対する誇りと郷土愛を育むため、また、市民の意識高揚を図るために必要と考えております。合併10周年記念としてつくる計画があると聞いております。

そこで、次の内容を伺います。

市歌制作の進行状況はどのようになっていますか。

市歌の周知の方法、また利用方法はどのようになっていますか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 相馬剛議員の質問に、項目たくさんございますが、順次お答えさせていただきます。

まず、市のシンボルの市民への周知についてお答えいたしますが、市民に対して市章とその意味をどのように周知しているかについてであります。

市章については、平成17年1月1日の3市町合併時に新市のシンボルマークとして制定したものであり、広く市民に周知するため、市の施設や車両に掲示しているほか、市及び関係団体の事業にかかわるパンフレットや封筒など、さまざまな配布物にも使用させていただいております。

市章の意味については、那須塩原の頭文字、NとSをモチーフに、山や川など自然豊かな那須野が原の大地を表現しており、人と自然がふれあう様子と安らぎを象徴的に描いております。その周

知方法は、市内各戸配布している暮らしのガイドや、市のホームページでも行っております。

次に、市章の小中学生への周知方法についてですが、市章の意味については、市教育委員会が作成している社会科の副読本「夢ある那須塩原市」に掲載し、小学校3、4年時の授業で学習しております。また、小中学校に市旗を配付し、各学校において、体育館などに掲示することにより、児童生徒への周知を図っているところでもございます。

の徽章についての質問にもお答えいたします。

徽章の作成及び着用等については、合併時における事務事業のすり合わせの際には、新市において必要なものは検討することとなっておりますが、合併以降、作成しておりません。現在のところ、徽章をつくる予定はありませんが、市のシンボルとして市民への周知という面から、今後、検討をしていきたいと考えております。

の今後、市章とその意味について、今まで以上に説明し、市民の理解を深めていく考えについてであります。今後については、市の施設や事業所等において、積極的に市章を使用するとともに、その意味についても、随時、市の広報紙等に掲載することにより、市民の理解を深めたいと考えております。

続きまして、の1番、市の木・花の周知方法についてですが、市の木、松と、市の花、ヤシオツツジにつきましては、平成18年3月に合併1周年を記念して制定したものであります。松は、市全域に自生しており、天上にそびえる幹、四方に勢いよく広がる枝の様子、さまが、市民の融和をあらわしているとして、山間部を中心に自生するヤシオツツジは、山々を彩る清らかな美しい花が本市の豊かな自然をあらわしているとして、それぞれ選定されたものであります。市の木・花につ

いて、市章と同様に市内各戸に配布している暮らしのガイドや、市のホームページにおいて、その意味を広く市民に周知しております。

次に、緑化事業で普及する考えがあるかについてもお答えいたしますが、市の緑化推進委員会で、毎年実施している緑の苗木配布会では、市民への緑化推進の啓発を目的として、多くの樹種の苗木を無料で配布してまいりました。これまでに市の木及び市の花を配布したことはございませんが、今後、配布樹種として適しているかどうかを検討していきたいと思っております。

そのほかの事業として、平成22年11月に合併5周年事業の一つとして、市の花の記念植樹を実施いたしました。平成27年に実施を予定している合併10周年記念事業においても、市の花の記念植樹の実施を検討しております。

次に、市の鳥や魚などを制定する考えはあるかについてですが、他の自治体においては、その個性や特性をあらわす木・花・鳥・魚・けもの・色などをシンボルとして制定しているところですが、本市における市の鳥・魚の制定については、今後、研究をしていきたいと考えております。

次に、市民憲章についてお答えいたします。

市民憲章は、町の理想像を掲げ、市民生活を快いものにするための道しるべであると認識しております。あわせて、市民憲章につきましては、合併時における協定項目に新市において定めるとされており、制定につきましては、今後、検討してまいります。

続きまして、市の歌制作の進行状況についてのお伺いにお答えいたしますが、市民のふるさと意識の高揚と共有を目指すとともに、本市のイメージアップを目的として、今年度から市の歌の制作に取り組んでおります。市民の皆さんにつけていただいた歌詞に曲をつけ、平成27年3月に策

定する予定であります。

制作に当たっては、必要な事項について、専門的な見地からのご意見をいただくため、今年6月に市内の音楽関係者等で構成する那須塩原市の歌選定委員会を設置いたしました。これまで2回の委員会を開催し、歌詞のコンセプト及び公募内容について検討を行い、歌詞の募集要領をまとめたところであります。今後、10月に歌詞の公募を開始する予定であります。

次に、市歌の周知方法及び利用方法についてですが、完成した市の歌については、平成27年11月に予定している合併10周年記念式典での発表を現在予定しております。

周知方法としては、市の歌のCDを作成し、小中学校や公民館、観光施設等の公共施設のほか、音楽関係の各団体に配付し、広く市民に周知したいと考えております。

利用方法としては、市及び関係団体が開催する式典やイベント、小中学校などでの利用を考えております。そのほかにもさまざまな利用方法を検討し、市の歌の浸透と活用を促進したいと考えております。

第1回目の答弁にさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、の についてですが、暮らしのガイドや市のホームページに掲載されているということですが、暮らしのガイドは年何回の発行でしょうか。また、市のホームページの市章のページの年間アクセス数はわかりますか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 暮らしのガイドの発行につきましては、官民協働事業ということで、民

間がつくるものを市が支援してつくっているというような内容のものでございまして、これについては、ちょっと詳細はあれですけども、たしか2年に一度作成をしまして、各戸配布をしているところでございます。毎年毎年、これを配布しているということではございませんので、新しく転入されてきた方にも配布してというようなことで取り組んでいるところでございます。

また、ホームページへのアクセスということで、市の市章というものの周知の部へのアクセス数については、データはとってございません。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） わかりました。

アクセス数がわからないということですので、次の質問に移ります。

の について。

小学3、4年生の授業での学習ということですが、合計何時間学習するか。また、中学校での学習の機会はあるか伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答えを申し上げます。

先ほど説明ありましたとおり、本市では、社会科の副読本として、小学校3、4年生に対しまして配付をしております「夢ある那須塩原市」ということで、実際には現物はこれですけども、こういったもので市のマーク、説明、それから市の木、花、こういったものが表裏になっております。これを取り出して授業をするということではなくて、本市のさまざまな自然、産業、文化、そういったものを学ぶ中で、その中に織りまぜて、市のマーク、あるいは市の花、市の木、そういったものも含めて学習をしているということですが、取り出して何時間というようなことでは、ちょっと数は数えられないと思います。

中学校につきましても、当然本市のさまざまなものについて学ぶ機会がありますので、小学校同様に、折に触れて学習しているというような状況にございます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。

私は、この質問に際し、市内の小中学生50人にアンケートをとりました。結果、NやSで自然をあらわすというふうに答えられたのが70%、Sが横たわるさまで安らぎをあらわすというふうに答えられたのが30%、そして、オレンジ色の円が明るい未来をあらわすというふうに答えられたのはゼロ、また、全体で市民が一つになって未来に向かって突き進む様子というふうに答えたのは、やはりゼロでした。こういう状況を踏まえまして、小学校のその授業のみで市章の説明は十分だとお考えか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） ただいまのご指摘でございますけれども、私ども、そういう実態については正確に把握はしておりませんでしたので、大変貴重な情報ありがとうございます。

年々、子どもたちは、学年上がっていきます。新しく子どもたちが入ってまいりますので、そういった機会を通して、これらの意味については、機会あるごとに理解をさせていくということが必要だろうと、そんなふうに関心したところであります。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） よろしく願いいたします。

続きまして、の についてですが、徽章についてはつくる予定はないが、シンボルの周知という面から、今後検討していただけるという前向きなご答弁をいただきました。それを踏まえての再

質問ですが、私が質問したことで、市の規程を廃止されるとか、一部削除されるとかというふうになることは不本意なことですので、そのようなことはなされないよう、前もってお願いをいたしますが、調べますと、市には那須塩原市職員服務規程と那須塩原市徽章規程が平成17年7月1日に制定されており、そこに市の職員は、常に職員徽章を着用しなければならないというふうにうたわれております。これは、本市誕生時にはこの徽章が必要だと判断されたのではないかと思います。本市誕生から8年半が過ぎまして、今さらというふうな言い方もあるかもしれませんが、市職員が市外に出て、他の市の職員と並ぶような際に、市の職員のイメージアップにもなると思いますので、徽章は必要ではないかと思いますが、これについて今までご検討されたかどうか伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） ただいまの議員がおっしゃったように、職員の徽章規程というものがございまして、常に着用というものがございます。先ほど市長の答弁にもありましたけれども、合併における事務事業のすり合わせの際には、新市において必要なものは検討するというところでいたわけてございましたけれども、その後、具体的な検討がされてこなかったというのも事実でございます。

現在、職員におきましては、ネームプレートをつけておりまして、そこには市章があるわけがございます。庁舎内外を問わずに、勤務中は、これはネームプレート着用しております。そういった面で、徽章の必要性、今までもなかなか検討が進んでこなかったわけでありましてけれども、先ほどの答弁のとおり、シンボルとしての市民の周知という観点から、今後、検討してまいりたいという

ふうにご考えております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） この名票に市章があるというふうなご答弁だと思います。

徽章は、単なる飾りのバッジではなく、その理念が込められたものです。ここに、2020年東京オリンピックの誘致を願う徽章があります。この徽章、なかなか手に入らなかったんですが、先日、教育長が2つ持っているからということで、1ついただきました。ありがとうございました。そして、おととい、2020年東京オリンピックの開催が決まりました。これは、この徽章に込めた思いが国民全体に広がり、国民一致の目標としてあらわしたことによって、IOC委員を突き動かしたのだらうと思います。そうしたことから、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

続きまして、の について、今後の周知についてでございますが、施設や事業等で使用する、また、随時広報紙等に掲載するのご答弁でございましたが、ぜひ広報紙に数多く掲載していただければというふうにお願いしたいと思います。

続きまして、の 、 についてですが、市の木や花についてですが、今後、苗木の配布や記念植樹の実施を検討いただけるとのご答弁ですが、緑化推進を目的とした事業は、そのほかには何かありますでしょうか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 緑化推進事業の苗木配布以外の取り組み、何かあるのかというお尋ねでございますけれども、今、市の緑化推進委員会におきまして行っている主な事業といたしましては、基本的には苗木の配布を中心に行っております。昨年度、24年度の実績におきましては、具体的に申し上げますけれども、ブルーベリーが全

部で1,500本、それから山桃500本、合わせまして2,000本の苗木を配布をさせていただいております。この苗木につきましては、やはり実のなる木というものが結構需要がある、人気が高いということで、そういったものを選定し、配布をさせていただいております。そのほか、緑化推進事業については、大原間のスポーツ少年団に対しまして補助を行ったりとか、あるいはそういった事業に伴います資材購入に一部を充てているということでございますが、基本的には苗木の配布事業を主体として、現在のところ進めているというところがございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） まだ、そんなに数多い事業ではないような印象を受けました。そういうことであれば、例えば松やヤシオツツジを題材にした絵画展を開催するなど、ほかの文化事業等でも普及を図っていただくというような研究をしていただければというふうに思います。

続きまして、の、市の鳥や魚についてですが、今後、研究していただけるとのご答弁でしたが、鳥は、できましたらハクセキレイ、魚はアユでいかがでしょうか。ハクセキレイは、山間部や町なかにも広く分布する野鳥で、その容姿は非常にスタイリッシュで、市街地でも巣をつくって子育てをよくする鳥というふうにされております。また、アユは、皆様ご存じのとおり、那珂川や箒川で多くの方が触れ合っていると思います。また、本市では、蛍を守る団体や事業が多くありますことから、市の昆虫を蛍としてはいかがでしょうか。いずれにしましても、今後の研究を期待いたします。

続きまして、の、についてですが、市民憲章については、今後検討するというご答弁でし

たが、県内では制定されていないのは幾つの市町がありでしょうか。また、新市において定めるとされていたようですが、これまで何回ぐらいこういうお話し合いはされたのでしょうか、伺います。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 市民憲章について、県内の制定状況ということでございますけれども、制定していない市として、本市を含めて3市でございます。26市町のうち3市、合併によって新たにできたという市がまだ3市制定をされていないという状況でございます。

合併協定で新市において定めるということで、これまでの検討につきましては、市民憲章の制定ということに関して、これまで検討はされてこなかったということで、総合計画の中で、市の道しるべとして将来都市像を掲げてきたということもありましたので、これまでのところ、検討はされてこなかったということで、市民の方からも、市民憲章についての制定というようなことについての話がこれまでございませんでしたということです。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） これまで、余り検討されてこなかったというようなことでしょうか、ぜひ今後、ご検討いただければというふうに思います。

それでは、続きまして、の、についてですが、市歌の制作についてのスケジュールや周知の方法、利用方法はよくわかりました。ちなみに、先輩の櫻田議員の携帯の着メロは、母校の黒磯高校の校歌です。市歌ができれば、恐らく着メロは市歌になるだろうと思います。そのようなプログラムもぜひつくっていただければというふうに思います。

私は、小学校、中学校、高校と地元で育ってま

いりました。学校では、昇降口に校章があり、入学式や卒業式、さまざまな式典で校歌を歌い、教室に入りますと、黒板の上に校訓といたしましょうか、訓示の額が飾られておりました。これが恐らく学校の三種の神器のようなもので、これによって母校を愛する気持ち、そして郷土を愛する気持ちが生まれるのだらうと思います。学校と行政は違うと言われるかもしれませんが、市にも市章と市歌と市民憲章を持つことによって、我々市民が一つになって明るい未来へ邁進できるのではないのでしょうか。原子力という科学技術が住民生活を脅かすことになった現代、さらなる自然災害が予想される将来、この本市の「人と自然がふれあうまち」というのは、10年後、20年後の社会にとってキーワードになるかもしれません。そうした意味も含めまして、本市のシンボルを市内外に広く深く周知していただけることを要望しまして、次の質問に移ります。

## 2、少年のスポーツ活動について。

本市の基本施策に生涯スポーツの振興があり、その中にスポーツの振興と技術力の向上を図るため、スポーツ少年団の育成、総合型スポーツクラブの設立支援を掲げております。また、その指導者の養成と人材の育成とありますが、市の将来を担う子どもたちに、スポーツ活動は充実したものにはなっていないと思います。

例えば、児童のスポーツ活動は、学校体育、部活動、スポーツ少年団活動とありますが、そこに指導者の問題、参加人数の問題等で、子どもたちが希望しても、そのスポーツ活動ができないというような状況が起きております。また、スポーツ少年団では、その理念が学校・地域・保護者、三者一体となった青少年の育成となっておりますが、現実には、ほとんど保護者に頼りきりの状態で、保護者が仕事や家庭の都合でスポーツ少年団にか

かわれない場合、子どもたちが入団できないといったこともあります。先日も非常に足の速い子がいて、「何かスポーツしているの」というふうに聞きましたら、「野球をやりたいんだけど、お母さんが月2回のお茶当番というのに参加できないので入れないんだ」というようなことを言っている少年もおりました。平成20年3月11日、当時の井上教育長の答弁に「スポーツ少年団は人づくり教育上大切な柱で、人格形成に重要である」との発言もありました。

そこで、以下の内容について伺います。

小学校において、部活動とスポーツ少年団はどのように区別し、どのように組織化されていますか。

スポーツ少年団の育成という点で、団と団員の数の推移はどのようになっていますか。

スポーツ少年団への学校の教員や地域のスポーツ指導員のかかわりはどのようにお考えですか。

指導者の養成という点で、平成23年9月6日、大野議員の市政一般質問に対する答弁に「指導者の人材バンクのようなものを導入することを検討する」とありましたが、その後、どのように進んでいますか。

総合型スポーツクラブの設立支援についてですが、総合型スポーツクラブの設立状況はどのようになっていますか。総合型スポーツクラブとは、どういう形式のもので、それを市民にどのように伝えていきますか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、ご質問に對しまして、順次お答えを申し上げたいと思います。

小学校において、部活動とスポーツ少年団活

動はどう区別し、どのように組織化されているかというご質問です。

小学校の部活動につきましては、学校の定められている教育活動の時間内に行う活動でありまして、活動の拠点は学校内にあるということでありまして、児童の能力や適性等を考慮しまして、教員の適切な指導のもとに自発的、自主的に活動するものということでありまして。

また、スポーツ少年団につきましては、スポーツを通じて、青少年の健全育成を目的とする社会教育団体でございます。その活動は、学校の定められている教育活動以外の時間に行う活動でありまして、活動拠点は学校内ではなく、地域社会にあるというふうになります。しかしながら、本市におきましては、ほとんどのスポーツ少年団活動に参加する児童が、単一の学校、同一の学校から構成されている場合が多く、学校の外部組織として各学校単位で組織し、規約をつくって運営しているというものが多くというふうに把握しております。

次に、スポーツ少年団の育成という点で、団と団員数の推移はどのようになっているかのご質問でありますけれども、平成21年度におきましては、団数が108団、団員数は2,549人の様子でありましたが、本年度におきましては団数が109団、団員数が2,302人というふうになっております。団及び団員数の傾向としましては、団数につきましては、今お話し申し上げましたように、横ばいで推移しているということでありまして、団員数につきましては、一昨年度より減少傾向ではないかと、こう捉えております。

次に、スポーツ少年団への学校の教員や地域のスポーツ指導員のかかわりはどのように考えているかというご質問でございますけれども、教育委員会としましては、スポーツ少年団活動に保護者

や地域指導者以外に、教員が指導者としてかかわるように、各学校をお願いしております。また、地域の指導者のかかわりとしては、学校関係のスポーツ少年団、いわゆる学校団というものに協力するかかわり方や、学校関係にはない種目のスポーツ少年団、いわゆる地域型のスポーツ少年団ですけれども、その指導者として協力するかかわり方があれば、このように考えております。

次に、指導者の人材バンクの検討が、その後、どのように進んでいるかというご質問でございますけれども、指導者の人材バンクの導入の検討を行ったところ、ほかの自治体において、制度はあっても、実際には登録者が多忙のために要望に対応できないなどの理由で、実際には機能していない状況にあるということでありましたので、本市においても、同様の状況が考えられるために、結果としましては、導入はしていないということでありまして。

本市におきましては、それにかわるものとして、指導者養成という点から、スポーツ少年団の指導者資格を取得するための講習会を、毎年本市独自で開催をしております。また、指導者資格を取得された方が団での登録を行わなくなった場合でも、市スポーツ少年団の役職員として登録することによりまして、指導者資格を継続して保持できるような、そのような対応もとっております。

最後に、総合型スポーツクラブの設立支援について、2つのご質問がございました。それにつきましてお答え申し上げます。

まず、総合型スポーツクラブは、現在、本市内には1団体が設立をされております。あと、総合型地域スポーツクラブとは、スポーツ種目、世代や年齢、技術レベルのそれぞれに多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心にし、会員である地域住民の皆さんが主役となり、自主

的に運営される組織ということでございます。現在、市民の皆さんにこの総合型地域スポーツクラブがどのようなものかといった周知は積極的には行っておりませんが、総合型地域スポーツクラブが主催で行う事業につきましては、広報等で周知を図っているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） それでは、順に再質問させていただきます。

まず、 についてですが、本市では、そうしますと、部活動とスポーツ少年団は、目的や構成員はほぼ同じで、活動時間が違うことによって指導者が教員と地域の指導者にかわるという、そういう区別であるというふうに伺いましたが、そういうことでしょうか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 本市というか、本県のスポーツ少年団のでき方というものに触れる部分があるわけですが、議員もご承知かと思いますが、そもそも国におきまして、このスポーツ少年団という組織がされましたのが、今話題となっております最初の東京オリンピックの開催と時期が重なるわけでございます。

本県におきましては、いわゆる栃木方式と言われるように、学校を単位とするスポーツ少年団の設置が相次いで行われたという歴史的な経緯がございます。また、現在、北那須地域、那須2市1町の地域におきましては、学校に対する学校団としての活動が中心となっているというそういう状況もでございます。ですので、先ほどお答え申しましたように、単一の学校の子どもたちが構成員となっている、重なっているというところから、時間帯等、うまくすみ分けをして活動を行っている

というような現状にあるということでございます。議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 何となくわかったような気がしますが、もう一つ、お伺いしますと、そうしますと、学校の教員のかかわりというところからですが、その部活動としての時間帯とスポーツ少年団としての時間帯と伺いますか、その状況で、どちらでも指導者が同一の方がずっと行うといった団体は、109団体のうちのどのぐらいの割合であるか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 構成員につきましては、全てが必ずかぶるというわけではございませんで、実態としては、学校で行っている部活動という活動に参加して、その後、スポーツ少年団の活動には参加しないという子どもたちも、若干でありますけれどもいるという実態がございます。

また、指導者につきましても、教員が中心となっていく部活動という位置づけにおきましても、場合によっては、保護者の方が一緒に加わるということもありますし、逆にスポーツ少年団の活動になった場合に、今度は教員という立場ではなくて、スポーツ少年団の指導員の1人という形で、教員が引き続きかかわるというようなケースもございまして、相互に指導者が乗り入れるというんでしょうか、子どもたちのスポーツ活動を支えていると、そういうものが現在の実態かなというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） わかりました。

続きまして、 についてですが、スポーツ少年団の団員数は減少傾向にあるということですが、そもそも本市の小学生およそ7,000人に対して、参加団員数が2,300人余りというところで、これ

は他の地域に比べてどうなのかと。私の子ども  
のころは、小学校4年生、5年生、6年生ですと、  
ほぼ90%ぐらい運動部にいたという記憶がござい  
ますが、7,000人の半分として、4年生、5年生、  
6年生で約3,500人のうちの2,300人ということ  
になりますと、6割強ということになるんでしょ  
うが、こういう状況というのは、全国的に見て標  
準的なのかどうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答え申し上げます。

本市の場合、今議員がおっしゃったような状況、  
これは、実は学校によっても多少差がございま  
して、加入率が高い学校もあれば、少ない学校も  
あるのが実態であります。ならして言えば、今議  
員がおっしゃったような状況にあること、私も認  
識をしております。

全国的な傾向についてというのは、ちょっと把  
握はしておりませんが、栃木県内の様子を見  
ている分につきましては、やはり少し子ども  
たちの運動離れというような傾向はどの地域  
においても見てとれるかなと、そのように理  
解をしております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 全国的にはよくわからない  
というようなご答弁だったと思いますが、続  
きまして、 についてですが、スポーツ少年団  
に学校の教員がかかわるようお願いをしてい  
るということでしたが、いわゆるスポーツ少年  
団の監督、教員が監督をしているという団  
体は、109団体のうちのどのぐらいあるで  
しょうか、伺います。  
議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 学校の教員がどの  
くらいかかわっているかということでござい  
ますけれ

ども、正確な数字はちょっと手元に今資料が  
ございませんけれども、競技種目によって多  
少の違いがございます。しかしながら、部活  
動という位置づけでの大会も、年に一度で  
ありますけれども、ご承知かと思いますが、  
小学校の親善大会ということで実施をして  
おりますので、そういったこと、あわせて  
先ほど申しましたように、今年度、現在、  
校長会のプロジェクトチームにおきましても、  
学校が全校体制で子どもたちのスポーツ活  
動を支援する部活動に教員がかかわるよう  
な体制をつくる。直接的、間接的にかかわ  
るような体制をつくるということで、その  
方法につきまして、現在検討を進めてい  
るところであります。確認させていただ  
いたところ、11月を目途に、ある一定の  
考えをまとめるというふうになっておりま  
すので、そういったもので、今後できる  
だけ教員もかかわって、1人でも多くの  
子どもたちがスポーツ活動にかかわれる、  
スポーツを楽しめると、そういうような  
環境を整えていくように努力をしていき  
たいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、  
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き  
会議を開きます。

答弁の訂正

議長（中村芳隆君） ここで企画部長  
より発言があります。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 先ほどの答弁で間違っていたところと追加させていただくところがありますので、ここで答弁させていただきます。

暮らしのガイドの発行回数について、私、2年に一度と申しましたが、3年に一度の間違いでございましたので、訂正をいたします。

あと、ホームページへのアクセス数についてということでございまして、平成23年12月にホームページ、リニューアルをございまして、これまでのアクセスということで、市章へのアクセスが918件、市の木、市の花へのアクセスが1,287件ありましたので、ご報告させていただきます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 引き続きまして、スポーツ少年団への教員のかかわりというところで伺います。

先生が監督をすれば、先ほど言われましたように、児童の適性や能力を考慮した指導となり、指導者不足や活動のやり過ぎ、また、団員の減少といった問題を解決できるのではと考えますが、教員がそこまでかかわることはできないのか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答え申し上げます。

基本的に、やはり先ほど申し上げましたように、1人でも多くの子どもたちがスポーツにかかわれる、そこから学ぶものがたくさんありますので、そういった願いは私どもも学校現場も持っております。ただ、それをどう実現するかというところで、多くの悩みがあるのかなというふうに思っ

ております。

ちなみに、私も若い教員時代、1年の前半は野球をやって、後半はサッカーを、その指導もやってきた経験あるんですが、現状をお話し申し上げますと、一応、スポーツ少年団の年次報告として上がってきているものの中から拾い上げてみた状況で、学校単位の団というくりで見たと、昨年度、1年間の活動の中で、大会数として、少ないところで15、多いところだと70を超える、そういう大会が、全部かどうかわかりませんが、報告書の中から拾い上げてみますとございます。つまり、それだけ大変活動が盛んであるというふうに捉えていいのか、実態としてそういう実態がございまして。

もう一方で、ご承知のように、現在新しい学習指導要領になりまして、学校の授業時数もふえております。週5日制は変わりございません。中学年高学年からは、ほぼ毎日のように6時間の授業があります。そうしますと、放課後に使う時間というのが大変限られております。そういう中で教員がやりくりをして活動に当たるといって大変な努力も、現在学校では行っております。ですので、そういったものも勘案しまして、広域的に2市1町那須地区としまして、過日も、今度も初めて2市1町合同でスポーツ少年団指導者研修会ということで開催したわけですが、私どもはこの「未来に羽ばたけ」という冊子をつくりまして、保護者にとっても、教員にとっても、そして子どもにとっても負担なくスポーツに楽しめる、かかわれる、そういった体制をつくっていきましょうということで進めております。そういったことも考慮しながら、教員がこのスポーツ活動にかかわっていくということは、今後も学校現場も同じ気持ちでありますので、私どもはその体制でいきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。

先ほどの指導者講習会には私も参加していましたが、非常にすばらしい講習会だったというふうに思います。

そこで、 についてですが、スポーツ指導者の人材バンクというようなものは検討したが導入しないということでしたが、8月18日の下野新聞で、県の教育委員会は、マスターズボランティアプロジェクトとして、教員を退職された先生に、学業や部活動指導に当たっていただけるよう要請しているというような記事がございましたが、それについて、本市ではどのようにお考えですか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員ご指摘のものにつきましては、私どもも県の教育委員会から近々説明を受けることになっています。似たような教員OBを活用したものについては、既に実施をされているところであります。これは主に教育活動の中で教員OBのノウハウを生かすということでありますので、おっしゃったように学習活動、その他の活動にそれを生かせるということですが、これにつきましても相手がいるわけでありまして、協力してくださる人材がどれほど確保できるかということがポイントの一つになるかと、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） わかりました。

特に、スポーツの指導者は、やりたい人とできる人というのは違うと思います。体罰問題の40%は、運動部やスポーツシーンで起きております。暴言や体罰といった手法を使わない、しかも競技力の向上を図れる指導者を養成するのは急務だろ

うと思います。本市でも、何とか経験豊富な教員OBを集めていただけるよう、努力していただきたいと思います。

続きまして、 、 、 についてですが、前に申し上げましたように、本市の振興策に総合スポーツクラブの設立支援とありますが、これはどういうものか、余り周知はされていないということでしたが、その総合型スポーツクラブの形式、目的、内容、そして、その設立手順、そしてまた、どのような支援があるのか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 総合型スポーツクラブのご質問でございます。

教育方針の中にも、それについての支援という形で掲示をさせていただいております。本市といたしましては、議員ご承知かと思えますけれども、市の体育協会の専門部が樹立しておりまして、市民向けの教室が数多く開催されていると。また、学校を単位とする、先ほど申し上げましたスポーツ少年団が活動しているという状況の中で、総合型スポーツクラブを設立ということにつきましては、その設立を希望する団体があった場合に、設立に関する助言、あるいは施設使用料の減免等、その設立がスムーズにいくような支援をさせていただいているというのが現実でございます。

細かな設立に向けてにつきましては、リーフレットがございますので、そういったものを参考にさせていただくようなんですが、基本的には組織を立ち上げますので、規約とか、それから組織とか、そういったものを整えて、総会を開催して設置をしていくというふうな手順かというふうに、私ども大きくりの把握で申しわけないんですが、そのようなものであろうというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番(相馬 剛君) 内容については、よくまだ把握できない点もございます。私も個人的にもう少し調べてみたいと思います。

先日、チーム那須塩原として、群馬県太田市の総合型スポーツクラブである、おおたスポーツアカデミーを視察してまいりました。まず、驚いたのが、市の運動公園の周りに東京オリンピックの招致のシンボルであるのぼり旗がずらっと並んでおりました。それを見たときに、太田市のスポーツ振興は本気だなというふうに、私は感じました。そこでは、25の競技種目について、強化策、振興策、そして普及策と明確にしておりまして、300人の専門スタッフにより、スポーツ少年を指導しております。そこで、陸上の世界選手権に出場した選手やプロ野球選手、また、プロサッカー選手を輩出しております。

2020年に東京オリンピックが開催されることになりました。そしてまた、2022年に栃木県で国体が開催されることが濃厚になってきております。その時期には、現在の小学校高学年と中学生が主力の選手になってくるのだらうと思います。そこで、本市でも各種競技の人口増大、そして競技力の向上を図っていただきたいと思います。

先ほどさまざまなスポーツについて振興されているというお話でございましたが、スポーツは、その目的によって、ありようが違ってきます。楽しみや遊びを目的としたレジャースポーツ、それから親睦や健康増進を目的としたレクリエーションスポーツ、そして試合に勝つことを目的とした競技スポーツというふうに区別できるだらうと思います。

例えば野球でいうと、遊びで野球をやる場合と、公民館対抗の親睦を目的とした野球をやる場合と、高校野球のように勝つことを目的とした野球をやる場合と、同じ野球ですが全く違ってくるものに

なるだらうと思います。そこで、今現時点では、私としては、競技に勝つための強化をしているというセクションは、余りないように見受けられません。

そういったことを含めまして、25種目というふうには言いませんが、市内の小中学校で行われている10種目ぐらいの競技でもいいと思いますので、スポーツの楽しさを伝え、人口増加の振興を図り、そして強化し、トップアスリートを養成する、そうしたことが一元的にできる場所、いわゆるスポーツアカデミーというようなセクションが設置できないものか、最後に伺います。

議長(中村芳隆君) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫君) お答え申し上げます。

まず、2020年東京オリンピックの開催が決まったということは、私どもとしても大変喜ばしいこととあります。また、子どもたちにとりましても、夢や希望というものが持てて、大変すばらしいことであろうと思っています。これはスポーツに限らず、オリンピック開催に当たってのさまざまな事業がなされますので、そういったところでも自分が活躍したいというふうな思いを持つ子が大勢いるのではないのかなと、こう思っております。

また、小学校における運動活動についてですけども、やはり議員ご承知のとおり、小学生は筋力がまだついていない段階であります。調整力を養うことが求められる時期かと思っておりますので、できるだけ幅広く、いろんな種目を経験する、そしてスポーツをすることの喜び、楽しみを十分味わって、さらにそれを深めていきたいという、そういう思いを持って上に進んでいく、そういう素地を大事にする時期ではないのかなというふうにも思っております。

また、もう一方、トップアスリートを育てると

いうことも重要なことであることは間違いございません。スポーツ少年団という組織ができ上がったきっかけが、前の東京オリンピックの時期と重なるわけですので、今後、次回の東京オリンピックに向けた競技選手の育成というものは、おのずとまた新しいものが考えられてくるということも予想されますし、本県がその2年後に国体の開催になる可能性があるということもありますので、今後、ますますスポーツについての関心は高まってくるということは予想されると思います。その時代、その時代に合った形で、なおかつ子どもたちが中心になる、子どもたちが主役になれる、そういう環境を整備していくことが私たちに求められているのではないのかなと、そのように現在認識をしております。総合型スポーツクラブも含めまして、どういう環境を整えることがこれからの子どもたちにとって大切であるかと、そういう視点で、今後もいろいろ考えていきたいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、競技スポーツの強化、そしてまた、レクリエーションスポーツの振興、そしてまた、楽しみとしてのスポーツの普及というものを、きちんと各レベルに合わせた指導者が確保できて、将来のオリンピックに出場できる選手が那須塩原市から1人でも出るよう期待をいたしまして、このスポーツアカデミー構想というものにつきましては、私が4年間、恐らく言い続けるだろうというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

議長（中村芳隆君） 以上で、3番、相馬剛君の市政一般質問は終了いたしました。

山本はるひ君

議長（中村芳隆君） 次に、20番、山本はるひ君。

20番、山本はるひ君の一般質問に入る前に、20番、山本はるひ君から、2番の質問において、資料を配付したい旨の申し出がありました。会議規則第150条により、これを許可いたしました。ただいまから資料を配付いたします。配付資料の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、通告に従いまして、市政一般質問を行います。

最初に1番、放射能除染対策について。

当市では平成24年4月に放射線量の低減を図り、市民が安心して生活できる環境を取り戻すことを目的に、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく那須塩原市除染実施計画を策定しました。これにより、昨年度から平均空間放射線量の高い市内の5公民館地区の一般住宅の除染とマイクロホットスポット除染、その他の地区の18歳以下の子どもがいる家庭の表土除去などの除染を行ってきました。

この8月で、5公民館地区の対象になっている住宅約1万5,000戸の中で、除染作業の同意をした約7,000戸についてと、それ以外の5地区の18歳以下の子どもがいる住宅について、平成24年度の除染作業が終了したとのことでした。

そこで、その結果と評価、それを踏まえての今後の除染作業と対策について伺うものです。

優先的に除染を行った5公民館地区と、マイクロホットスポットの除染の実施状況と成果、さらに評価について伺います。

今後の対象地区や除染作業については、25年度の当初予算の中で実施していくものと思いますが、対象地区への説明会を含めてどのような手続を行うのか、また、実施事業者の選定方法についても伺います。

一般住宅の除染を行った後、十分な効果が得られない場合は、市としてどのような対応を考えているのか伺います。

一般住宅以外の民間施設（事務所、店舗、大型商業施設や工場など）の除染について、実施状況と取り組み計画を伺います。

その他、道路や農地、生活圏にある森林などについては、優先順位は低いものの、除染計画にのっています。その除染についての実施状況及び今後の対策について伺います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 山本はるひ議員の質問に、順次お答えいたします。

まず、除染の実施状況と成果、評価につきましては、昨日、大分詳しく、一応、眞壁俊郎議員の質問にお答えしておりますので、割愛をさせていただきますが、きのうも言わなかったことで、一つ、これは答弁書にございませんが、この一般住宅の除染というのはメニュー、あるいは組み立て、あるいは発注の方法、本当に進むかどうか、これ1万5,000軒対象ですから。これは、前例が栃木県にも福島県にもありませんでした。それでもやると公表しておりましたので、心が震えましたけ

れども、職員の皆様のご尽力で、やると決めた方法を貫いたと。きのう現在聞いたら、今まだ5,500戸程度の進捗だったと。これはそういうことで、もう発注することから本当に大丈夫か、どこを見ても、そういう状況で、議会の皆様からでもできないことをやろうとしているとか、大変厳しい言葉を去年は何度もいただきましたけれども、今、那須塩原がやっているものは、今後の福島でも多分、高線量メニューですけれども、福島においても栃木県においても、一つの目安として、やっていないことを切り開いていって本当に大変だなと、1年間悩みながらやってきた結果が現状であると、こういうことだけご理解をいただきたいと思います。あとは順次、きのうの残った部分について、ご答弁をさせていただきます。

まず、の除染作業の手続及び発注につきましては、平成24年度の課題を踏まえて、自信があるとは申しませんが、一旦経験がございますので、これはよその地区にはない自信があるはずですし、今年度は事前測定のための意向の確認を最初に行うとともに、複数地区を集約した形で説明会を開催すること、あるいは地域ごとに作業を区切って行うなどして、時間の短縮につなげたいと考えております。

時間の短縮につきましては、手続の短縮と除染を行う短縮がありまして、これについては本当に四百四、五十名の皆さん全国から集まっていて、隣の町内も知らなくて、行くのに1時間かかったみたいな班もあったとお聞きしていますが、今はそういう問題はほとんど解消されておりますので、今後は手順がきちと整えば前進が早いと、こう感じております。

手順としましては、事前の測定申込書を提出していただき、事前測定を実施するとともに、測定結果の報告をいたします、まず最初に。この結果

に基づいて、以後の除染作業を進めるか否かの判断を意向確認書により行い、除染作業計画書を作成して、内容について同意が得られれば、除染作業を実施し、作業終了後に事後測定及び測定結果の通知を行う、こういう流れでやってまいりますが、業者の選定方法につきましては、平成24年度同様、測定や同意書作成、聴取等のマネジメント業務と除染作業を一体的に発注する考え方に基づいて、入札参加資格要件を設けております。

次に、除染を行った後に十分な効果が得られない場合の対応についてですが、除染を実施したにもかかわらず効果が得られない場合、国が行った除染モデル実証事業によりますと、同じ除染処理を繰り返しても、さらなる除染効果はそれほど期待できないとする結果が出ております。これらのことから、国は、原則、再除染を認めないと、こういうことになっておまして、現時点では再除染は非常に難しいと考えております。

次に、民間施設、これは事業事務所、店舗、大型商業施設や工場など、これらの除染についてですが、現在のところは住宅除染を進めている段階のため、民間施設の除染につきましては着手しておりません。基本的には除染実施計画に基づき、環境省の補助メニューに沿った除染を考えております。

ただし、市内の大型の工場等歩いてみますと、今、除染した土壌とか、そういうものをドラム管の内張りを鉛で張って、そういうところにきちっと詰めて保管しておく会社、非常に多い。そういうようなことで、いずれ国が栃木県内に最終処分場をつくと、こういうときには、一緒にそういうものも処分をしてあげたいということで、企業等とはそんなお話をさせていただいております。

次に、道路や農地、生活圏にある森林などの除染についてですが、道路につきましては、現在の

ところ、仮置き場の設置ができないことから、一部の通学路等を除き、除染は進んでおりません。引き続き、地域の除染活動支援事業等の活用により、継続的に今後取り組んで実施していきたいと思っています。

農地につきましては、その一部について、平成24年度にセシウム吸収抑制剤の散布や深耕等による対策が実施されており、通常の耕起作業等によって一定の除染効果が期待できる場所がありますので、そういう方法を進めたいと思っています。住宅に近接した農地で住宅への線量、影響が大きく、かつ同意が得られるものについては、除染に着手できるよう、現在検討しております。

さらに、森林除染につきましては、除染実施計画にあるとおり、膨大な除去土壌の発生と災害等における多面的機能の喪失などの理由により、当面その範囲を生活環境に影響を及ぼすところまでに限定しております。減容化を初めとする除染技術の新たな取り組みが行われていることから、効果的な手法の確立を待って、これも前向きに検討していきたいと思っておりますが、低線量メニューについては、森林の除染は入っておりません。高線量のメニューについては入っておりますので、今後、福島県を中心に、どんな除染が進むのか、これらについても、森林の除染については注視をしていきたいと思っています。

以上、答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、まず先に、1番について再質問いたしますが、これにつきましては、昨日答弁をいただいたということでお答えがありませんでした。

それで、最初に、5公民館地区の除染、きのう資料をいただいたんですけども、同意書の回収、そして実際に除染を行ったところ、それにつきま

して、全ての除染を実際に行った、ここには4,730件とありますが、その方たちにつきましては、全ての報告が終わっているのかどうかについてお尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） ただいま出ました4,730件につきましては、報告書の送付が終わっております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 今、評価についてのお話がありましたけれども、除染の実施計画、今年度、25年の8月までには、23年8月末と比較して、物理的減衰を含めても6割減少するというを目的にしているというふうに書いてありますが、その辺につきましては、結果どのようになったのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 実施計画にのっております50%、60%の軽減の件でございますけれども、7月30日に環境省のほうと放射能対策課のほうで打ち合わせをしたところでございます。そういった中で、国のほうでも現在のところ、まだこれらをどのように検証するかという方向づけが決まっていないということを伺っております。現時点では、年内に方向づけが出るべく準備を進めているという状況でございますので、それらの方向づけが出た後に、市としても評価をどのようにするかということで検討してまいりたいというふうと考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 6月ごろの結果は何%下がったというようなことが新聞にも報道はされていましたが、一応8月末ということで、

一旦、24年度の分が全部終わったということで、環境省がというようなことではなくて、部長におかれましては、この結果、見ていると思いますので、除染の前の線量と除染後の線量、あるいは表土除去をしたところの線量などについて、感想でも結構ですので、どんなだったかということをお聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 地区、それと場所によって、かなりばらばらな面もございます。そういった中で、感想としては、ある程度線量の高いところ、それらを除去した場合には、軽減率が高く出ていると。低いところをやった場合には、それほど効果というものがあるわけではないというのが現状として出ております。先ほど出ました4,730件、まだ全ての分析は済んでおりませんが、現在のところの感想としては、以上のような状況でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 市内の線量につきましては、ついこの間の広報なすしおばらにも出ておりましたが、いつもはかってお知らせをいただいているところです。それを見ますと、確実に減っていることは確かです。赤とか黄色はもうなくなっているというようなことが確かなんですが、その辺は今後の結果でということなので、それは後にお任せしたいと思いますけれども、除染が一応終わった市民の方というか、4,730終わったところで、きのうの答弁の中では、時間が若干かかったと言い、けれどもよくやってもらったというような感想があったというふうになされておりましたが、私のところにはほかにもたくさんいろいろな意見が届いておりました。部長におかれましては、その他、何かいいことも含めまして苦情な

どはなかったのかどうか、あるいはその辺が今後のことにとっても関係するような苦情とか、あるいは補償しなければいけないような状況はなかったのかどうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 昨日お答えした以外でありますけれども、やはり個人の住宅でございますので、一律に除染が進むという状況ではございません。進入道路もあわせてやってほしいとか、もう少し広げてほしいとかというご意見もいただいております。そういった中でも、ある程度決めた範囲内での除染ということで、ご理解をいただいたという状況でもございます。

また、補償等でございますけれども、若干器物を破損をして、その後直したという情報も私のほうにも入ってきております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先ほどの市長からの答弁にもございましたけれども、県内では一番早く住宅の除染をやったと。数も大変多かったということに対しては評価をいたしますが、低線量メニューしか補助が出ないというようなことで、大変市民の方がこれで安心したという方ばかりではなかったように思っております。

そこで、に入りますが、今後、除染につきましては、計画的に残っている10地区の一般住宅の除染をしていくものと思います。説明会につきましては、この通告を出した8月19日の段階では、公式には説明会についてはわかっていませんでした。

そこで、先日行われました、まとめて幾つかで行った説明会、先ほど手順が少し変わったというように、少し時間がかからない方法で段階的にやっていくということなのですが、私の住んでいる

ところも含めて、今度は除染の地域に入っているんですが、説明会にいらした方がどのくらいいて、どんな反応でということがわかりになりましたら、お知らせいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 説明会でございますけれども、黒磯地区と西那須野地区に2日間、午前と午後に分けて開催をしたところでございます。そういった中で、聞いている範囲では、何十人ということで、かなり人数は少なかったということ聞いております。その中での特に意見というものについては、こちらからの説明というような状況でございまして、細かい意見等は特に出なかったというように聞いております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） この説明会、大変参加する方が少なかったようです。それだけ既にもう2年半たつわけですよ、事故から。私の家などは、もう0.1幾つという形で非常に低くなっています。自然に減ってきていて、必要なのはホットスポット、雨どいの下ぐらいでしか必要ではないかなというふうに感じているところで、残る10地区の方々の中でも、多分、11番目の高林地区に一部非常に高いところが残っているというところが、私はこの線引きに問題があるなと思っておりますが、それはともかくとして、そういう中で、説明会にも少なかったのは仕方がないところだと思えます。

けれども、除染の計画の中では、ともかく一般住宅は全部やるんだということになっておりますので、これから多分申込書が発送されて届くんだと思いますが、その辺のところは前のように、届いたのになかなか来ないとか、本当にたくさん問題が発生しておりまして、これにかかわってい

る人たちがとても苦労しておりましたのも見ておりますし、苦労しているのに、住民の方にそれが理解されないというようなこともございましたので、今後どのくらいの方が除染を希望されて、実際にはかって0.23以上のところがあるのかということとはちょっとわかりかねるのですが、その辺をきちんとやった上で除染を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、どのような手続でというところの後に、今後、5地区と5地区と分けて多分やっていく、それが合理的なんだというふうに決めたいと思いますが、その実施業者の選定方法について、1回目では入札決まらなかったんだと思います。2回目をしたのかどうか、すみません、その結果と、それもうまくいかなかった場合はどうしていくのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 8月の全協でもお伝えしましたように、その1、その2ということで、その1は落札したわけでございますけれども、その2が落札できなかったということで、8月7日にその2を追加公告ということで実施をいたしました。その結果、応札者がいなかったという状況でございます。そういったところを踏まえまして、その2について、先にマネジメントだけでも分割発注してできないかということで検討をしたところでございます。そういった中で、マネジメントを受けられる業者等々にいろいろお話を伺ったところ、なかなか日程的にも非常に厳しいというふうなお話をいただいたところでございます。そういったことを受けまして、25年度につきましては、その1の完了にまず全力を挙げたいということで考えております。

今申し上げましたように、その2につきまして

は、これからの発注というのが時間的にかなり厳しいという状況でございますので、その2につきましては、場合によっては25年度に繰り越さざるを得ない状況になってきているという現況でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それは、いたし方ないのかなとは思いますが、この中で先ほども少し申し上げましたが、残りの10地区を2つに分けて、その2のほうに11番目の高林地区が入っています。毎日、ホームページでメールが送られてきて定点観測をしている中で、高林の公民館が0.3前後で推移しております。それから、先日のメッシュでも、やはり高林地区高いところがあります。そういう意味でいくと、公民館単位で平均をとった結果、高林地区が低いところの11番目になってしまって、10番目と11番目で線を引いた結果、その2のほうの、つまり高林地区だけ高いところが何か置き去りにされているような印象を受けます。それで、今、その2のほうが決まらなくて延びるということであれば、ぜひ高林地区も場所によって全く低いところがあるんですね、板室とか。そういうところを入れてしまうから、平均低くなって、平均というのは仕方がないのですが、その辺の配慮をぜひ私はしていただきたいというふうに思っています。

その2のほうがおくれたというのは仕方がないし、多分、実際やっていけば、除染をしなければならぬところはかなり少ないんだろうなというふうにも思いますし、その1のほうの6番目から10番目の地区におきましても、我が家がとても低いと同じように、低いところも多いと思いますので、その辺は最初に決めたからと、地区で割ても、隣のうちと隣のうちの間が公民館分けるところもあるし、実際メッシュでやったときに、公民

館別に、決して分かれているわけではないので、実態に合わせてうまくやっていただければというふうに思っています。そんな考えはないのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 当然考え方として、その1、その2という区別なく、子どもは今年度発注をして実施したいということで計画をしておたところでございます。それが結果的に、その2については応札者がいなかったということでございます。その1がどの程度の希望者がいるか、まだこれからでございますけれども、高林地区については、10番目と11番目、たしか同じような高さだったというふうに記憶しておりますので、その辺のところができるかどうかというのは、ちょっと検討はしてみたいと思っておりますけれども、現実としては、なかなか難しい面もあるのかなというふうには思っております。ただ、予算契約額のところもでございます。場合によっては、設計の変更という事態も出てくることも予想されますけれども、現在のところは、先ほど申し上げましたように、その1のところについて、年度内完了に向けて全力でしてまいりたいというふうに考えております。

それと、その2でございますけれども、昨年度も実施しましたけれども、まずは18歳のお子さんがあるご家庭のホットスポットがある場合には、25年度の事業の中で実施はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 確かに不安に思っている家庭というのは、やはり小さなお子さんを持っているところだというふうに思います。もうシニアと言われるような方たちだけの家庭にあっては、意外といいということはないんですけども、

やはり心配とか不安度は少ないというふうに思いますので、ぜひいろいろ決まりがあってできないことはあると思うんですが、現実にはもう2年半がたってしまって、不安に思っている家庭はありますので、ぜひその辺、10番目と11番目にも線を引くということだけではなく、お子さんのいらっしゃるところには、早目に連絡をさせていただいてというようなことを配慮していただければというふうに思います。

次に、3番にいきます。

一般住宅の除染後、効果が得られなかった場合は、市としてどうするのかということなんですが、25年3月に示された第4版の実実施計画の中では「除染については除染関係ガイドラインなど環境省が定めたものに基づき除染を行い、その方法で十分な効果が得られない場合は、費用対効果も考慮した上で、市の単独事業での除染を実施します」と書いてあります。先ほど結果がちゃんと出ていないということでしたが、再除染は難しいというふうにお答えになったんですが、そのように言い切ってしまうといいのかどうか、矛盾はないのかどうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） こちらにのってあるものについては、低線量メニューの事業でございます。こちらにございますように、十分な効果が得られないということが、低線量だけでは考えられるということでございますので、市単独費用をもちまして、18歳以下のお子さんがある家庭については、表土除去を実施をしたということでございますので、こちらの市単独での除染ということになるので、実施をしたということでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そうしますと、表土除

去をしなかった家庭というか住宅で、0.23を除染をしたけれども、つまり下回らなかったというところはなかったということによろしいのですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 除染をした結果、上回っているというのもあるのも事実でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そうだと思うんですね。うちは下がったというところまでいかなかったから、もう一度どうにかしてほしいという声は聞きましたので。それにつきましては、低線量メニューではどうしようもないということで、これは国にもう言っていくしかないことではあるのですが、費用対効果ということもあるのですが、そんなにたくさんではないのかなというふうに思ったりしますので、その辺のところは、今後の対策として、市長におかれても、除染は一番の最大の課題だというふうにお話しもされていますし、ぜひこの辺のところは、もう一度考えていただきたいなというふうに思います。

次に、4番目に入りますが、4番、5番につきましては、住宅以外の事務所とか店舗、あるいは道路、農地、森林などについては、除染計画にはありますが、下のほうの順になっていて、多分、今お答えになったように、工場とか大きなところではもう余り土もないですし、それぞれがもう管理をして、多分終わっている部分はあると思うんです。ですから、自分のところで工場内とか、商業地内で管理をしているので、土の保管をされているようなことについて、できるだけ早く先ほどちゃんとやるんだというふうにおっしゃっていらっしやいましたが、それを早くやっていただきたいと思います。

先ほど、地域除染活動支援事業の活動で活用し

たいということで、道路とか通学路についてはというお話がありました。これ実際、現在までにどのくらいの方がこれを使って除染をしたのかだけ教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） この地域除染活動支援事業でございますけれども、通学路を実施したところは1カ所だけでございます。それ以外では、いわゆる帰属公園等は、これらを使って実施をしたという実績はございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 1カ所しかないということは、それだけ大変なんだろうなというふうに思います。住民の方との協働の作業でやりたいというように以前言っておられたと思うんですけれども、やはり除染というようなことはなかなか簡単ではないので、難しいんだろうなというふうに思います。ぜひ通学路は子どもさんたちが通るところですので、この辺につきましては、対策を早くしていただきたいというふうに思います。

後のことについては、およそ理解をいたしました。後は、今後の結果、検証していただいて対策をということで、12月の議会のころにはそれが出ているのかなと思ひまして、そのときに回したいと思います。

放射能の除染につきましては、当市が低線量メニューしか認められないということで、なかなか有効な除染ができない状況にあるというふうに思っています。市民は放射能による健康や生活上の不安を持つことなく、それでも安心して暮らしていきたいというふうに思っていると思います。

そこで、このたび、復興庁から原発事故子ども・被災者支援法の基本方針案が出てきています。ホームページにもパブリックコメントを行ってい

ますということで出ています、トップのところ。当市ではこの法律の支援対象地域に指定してくれという要望も出しておりますが、復興庁が発表したこの基本に関する方針の案の中では、何か無視をされたのではないかなというような形で、全く意見を取り上げてもらうことができませんでした。非常に何か残念だというか、悔しい思いをいたしました。

そこで、現在ホームページを見ますと、茨城県、千葉県あたりの市では、市がパブリックコメントに意見を提出しています。そこで、ぜひ私は那須塩原市も改めてこのパブリックコメントに意見を出していくべきではないかというふうに思います。

市長は、放射能対策、大変重要な課題だと述べておりますし、先日の那須町の町長とのお話の中では、そのようなことをやはり述べておりましたのを聞いておりました。住宅除染は着々とは進められてはおりますけれども、ぜひこのことをパブリックコメントに意見を出していただいて、そして除染が進むようにということを強く望みまして、この項の質問を終わりにいたします。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため、休憩いたします。

午後 1 時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時 0 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の訂正

議長（中村芳隆君） ここで総務部長より発言があります。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほど、山本議員の質問の際に、除染作業の報告書の総数でございますけれども、4,730件ということで申し上げました。まだ少し残っております、あと2週間以内には全てのご自宅のほうに送付されるということでございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。大変失礼をいたしました。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、2番目の質問に移ります。

2、ホームページによる情報提供のあり方について。

ことし6月に、市のホームページ上に「那須塩原市フェイスブックページを運営します」の一文が載りました。市の情報提供については、既にホームページ上でそれぞれの課からの情報発信がなされています。公的機関である市が、このフェイスブックなどのソーシャルメディアを運営することの意味を含めて、改めてホームページによる情報提供のあり方について伺うものです。

当市の市民のインターネット接続状況や、情報発信ツールとしての利活用ニーズをどのように捉えているか伺います。

市のホームページ上でツイッターやフェイスブック、ブログを運営することの意味を伺います。さらにそのメリット、デメリットをどのように捉えているのか伺います。

ホームページでの各課からの情報提供とソーシャルメディアを使つての情報発信は、当然のこ

とながら重複があります。これをどのように使い分けて発信していくのか伺います。

ツイッターなどのソーシャルメディアは、どんなに気をつけていても情報漏えいや、いわゆる炎上状態に陥るといったトラブルが起きる可能性があります。また、プライバシーの保護についても留意が必要です。そこで、管理意識や活用のルールについて、どのようにしているのか伺います。

先ほど、最初に皆様に資料を配っていただきましたが、その資料は、8月19日現在のホームページのトップページと、それからフェイスブック、そしてツイッターなどの場面を合成したものです。イメージとしてお使いいただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） それでは、初めに、市民のインターネット接続状況及び情報発信ツールとしての利活用の捉え方についてお答えをいたします。

インターネットの接続方法については、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等がありますが、本市の接続状況については、ちょっと古いんですが、平成18年度地域情報化計画策定のためのアンケートの調査では、インターネットを利用している割合は61%でありました。直近の総務省平成25年度版の情報通信白書のデータでは、全国でのインターネット利用率は79.5%であり、栃木県では76.1%となっております。また、全国の世代別では13歳から49歳までが9割を超えているのに対し、70歳を超えると5割を切っている現状であります。幅広い世代のニーズに対応するためにも、マスメディア、広報紙とあわせて情報発信ツールやソーシャルメディアを利活用し、幅広い情

報提供を行っていく必要があると考えております。

次に、市のホームページ上でツイッターやフェイスブックなどを運営する意味とそのメリット、デメリットについてお答えします。

総務省の情報通信白書によりますと、インターネットの利用目的でもホームページやソーシャルメディアの利用者は多くなってきております。利用者のニーズに対応するためにも、それぞれのツールでの情報提供を行っていきたくて考えておりますが、俗に言う「成り済まし」による誤った情報発信を防止し、安全性、信頼性を確保するためにも、ホームページとリンクさせたものを公式として運用する必要があると考えております。

一般的にソーシャルメディアのメリットとしては、即時性の情報提供が可能であり、また情報の拡散効果も期待できる反面、不用意な投稿により批判が集中する等のデメリットがあるとされておりますので、情報発信には内容を十分精査した上で行うよう、さらに徹底させていきたいと考えております。

ホームページでの情報提供とソーシャルメディアを使つての情報発信の使い分けについてお答えします。

利用者のニーズに対応するため、情報発信ツールやソーシャルメディアの利活用を行っているところですが、ソーシャルメディアの情報については、ホームページの新着情報をリンクさせていることもあり、内容は重複しております。ホームページについては、主に市民を対象とした市の詳細な情報提供と捉えておりますが、ソーシャルメディアについては、情報の拡散が期待できますので、市内外を問わない利用者への情報発信と考えております。

ソーシャルメディアを利用するに当たつての管理意識や活用ルールについてお答えします。

市で管理運営するソーシャルメディアの利用方法は、一般的な日記を投稿するなどの利用方法とは異なりますので、炎上等の対象になる内容ではないと考えております。

しかしながら、最近、ソーシャルメディアで発信された内容に起因する犯罪がふえてきており、使用方法によってはトラブルが起きる可能性があることから、フェイスブックについてはガイドラインを定め管理運用を行っており、ツイッターについてはホームページからの情報をリンクさせる利用方法としております。また、内容については、各所属において十分精査の上で情報発信することとしております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、 について再質問いたします。

平成18年度のアンケートでインターネット利用の割合が61%ということでしたが、その中で当市のホームページを日常的に見ている市民はどのくらいだと捉えていますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 日常的に捉えているという市民のデータについては、計画策定のためのアンケート調査の中ではなかったと理解しております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 5年前のデータでしたが、インターネットの世界では5年前はもうすごく古いと思いますね。ですから、ぜひこの辺は捉えていただきたいと思います。今、市は何かあるとホームページに載せました、載せましたという発言をいたしますが、どのくらいの人が市のホームページを見ているのか、インターネットは接続

は61%としても、本当に見ているか。例えば、ここからそちらの人は市のホームページ見えていますけれども、ここから後ろの人が6割見ているかというのは、ちょっと手を挙げていただくわけにもいかないのわかりませんが、どうかなというふうに思います。18年度に調べたときはネットの接続だったみたいですが、今後何かアンケートをするときには、このホームページから情報を得ている人がどのくらいいるかのアンケートをぜひやっていただきたいです。そうしなければ、いろいろな施策はできないと思います。

そして、どんなにインターネットで情報提供しても、やはり紙媒体はなくならないと思っておりますので、これをやっているから広報なすしおばらの情報を減らすというようなことは絶対にやらないでいただきたいというふうに、これは要望いたします。

次に、 から 、まとめて質問をいたします。

まず、ツイッター、フェイスブック、ブログ、それぞれ今運営をしておりますが、これ、それぞれのものがいつからどういう理由で始まったか教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） まず、先ほどのちょっと勘違いしまして、日常的に情報入手して、インターネット利用につきまして、18年、35.7%という数字でございますので、ちょっと訂正をさせていただきます。

それと、いつからどういうソーシャルメディアを使って発信しているかということにつきましては、フェイスブックにつきましては、今年度に入って7月からということで始まっておりますが、ツイッターにつきましては、東日本大震災の後、情報の伝達がなかなか得にくいという市民からの

要望がありまして、ツイッターをやったという提案に対して始まったという経緯でございます。ブログにつきましては、牛乳の消費拡大という中で始まっておりまして、ちょっと確かではないんですけども、平成18年ごろだろうというふうに見ております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） ツイッターにしても、フェイスブックにしても、ブログにしても、市のホームページの中に入っているものです。そのほか、市のホームページからもうちょっと入っていくと、まだブログを載せているところもあるんですが、直接は今ご説明があったところだと思うんですが、それをこの質問を出していつからやったということが、はっきりこのころだと思うということではちょっとまずいというふうに思っています。きちんと把握をしていただきたいと思います。

それで、震災から始まったツイッターにつきましては、結構そのときに質問が入ってきているのがあるんですが、その辺についての返信などはしないと書いてありますが、本当にしなかったのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 返信をしたかどうかということですが、原則として、返信はしていないということでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 原則としてしないということは、したこともあるというふうに理解してよろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） そのような話も聞いていますが、確証がございません。申しわけありま

せん。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） もう2年半も前のことですので、わからないのかもしれませんが、この辺についても、今回の質問の中でツイッターを全部見させていただきました。その中で、非常に問題のある返信というか、コメントというかがいっぱい入ってありましたので、今質問したというものです。

それで、フェイスブックやツイッター、ブログはちょっと特殊なので省きますけれども、市の今やっているものについてですね。ツイッターとフェイスブックは大変大きく今トップページに載っていて、ツイッターはトップにないんですが、でも下にいくとそれがあります。この辺のところの管理についてなんですけど、ホームページとリンクをさせているということなんですけれども、これは、発信そのものについて、企画情報課がきちんと把握をして、そこでチェックをしているのかどうか教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 企画情報課で確認をしているかということですが、内容そのもののチェックはそれぞれの所管課ということで、活字上発信してもいい、なっているかどうかという、そういった状況だけの2次の承認という形で行っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そういたしますと、ソーシャルメディアを使うということについては、多分、発信をしている各課の責任が大変大きいんだと思いますけれども、市役所の職員、700人ぐらいとして、その方たちがいろいろな形で発信をホームページに載せていると思うんですけども、

その情報が間違っているとは言わないんですけども、その情報に対しての市民からの反応が結構たくさん載っております。ハッシュタグ那須塩原というものがくっついているんですね。それについてはどんな管理をしているのか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） ハッシュタグ那須塩原ということでございますけれども、ハッシュタグについては、市が直接運営しているものではございません。より検索機能が高まるようにということで、那須塩原のツイッターを見ることが容易になるようにということで、ハッシュタグをつけて発信をしているというところでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 私も余りこの辺のところ詳しくはないんですけども、今回この質問をするに当たって、ホームページを結構端から見ていきました。それで、ツイッターで発言をしていることは多分間違いはないし、各課からいろんなものを発言をしているものがもう何百というふうに出てはきましたが、それに対してツイートしているというか、市民が発言をしているものの中には、本当にこれでいいのかなというようなものが幾つかありました。それは現在消えています。私が言ったから消したのかも知れない、よくわからないんですけど、消えているものもあるし、消えていないものもあります。ツイッターそのものがつぶやくということなので、発信したことについて戻ってくるのは悪いことではないと思うんですけども、それを市の職員が知らなかったり、どんな発言があったかというのが、例えば何か条例上ひっかかったりとか、身近でいうと、公職選挙法にひっかかるようなものが入っていました。

そういうことが、余り見ている人がいないから問題にならなかったんだと思うんですけども、今後その辺のところの問題になることもあると思うんです。その辺をどのように認識されているか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） ハッシュタグでの内容につきましては、これ、市が管理しているものではございませんので、民間のそういった検索しやすいようにというところへ那須塩原として登録をしているということでございますので、ハッシュタグ那須塩原というところにかかってくる、検索で上がってくるものの中には、いろんな書き込みがあるんだろうと思いますが、その内容等については市としては直接管理されるものではないので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） わかるんです、それは。けれども、ホームページに入って、そしてツイッター押すと、だーっと出てくるんですね、全ての情報が。例えば何というか、公民館のこんな行事があります、これがありますというのが載っているところに全てハッシュタグ那須塩原がかっついているんですね。実はハッシュタグ那須塩原は1つじゃなくて、漢字のものも横文字のものもあるんですけども、そうすると押すじゃないですか、何となく押す。そうすると、中にとんでもないものが入ってくるというようなことに関して、これを取るということではできないんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） ハッシュタグ那須塩原、ハッシュタグの捉え方を先ほどちょっと説明をさせていただいているんですけども、ハッシュタ

グでの意味というのは、要するに検索ができればいいよというところでツイッターにハッシュタグ 那須塩原というのをつけているわけですし、ハッシュタグというか、それを取ってしまえば、何らそういった問題はないんですけれども、より那須塩原の情報が多くの方に提供できるようにということで、ハッシュタグ那須塩原というものを付けておりますので、ちょっと私の例えがいいかどうか分かりませんが、ヤフーの検索とか、そういったところで那須塩原というのを検索すると、いろんな情報が出てくると。それと似たようなものだというふうに捉えていただければなというふうに思うんですけれども、よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 確かにハッシュタグは市が運営しているものでもないし、外でやっているものだし、責任はないかもしれないんですが、私は余りそういうものに疎いほうでしたので、そのツイッターで発言されたものをもっと見ようと思って押したのが、くっついているので間違っただけで押してしまったというのが一番最初のきっかけで、えって、何でどこかのお店のきょうはお休みですなんていう情報が入っているのというのから始まったことなんです。ですから、そういうものが市の管理するものに、10回押さなければ出てこないなら余り問題ないんですが、1回、2回、3回押すと出てくるということをお知らせしておいた方がいいし、そこに間違っただけで情報が載っていたり、公職選挙法でやってはいけないようなことが載っているという事実があった。今、もう消してあったみたいですが、そういうことはやっぱりチェックをしていただきたいと、これは強く要望いたします。取らないなら取らなくても結構ですが、中でどんなことがそこでひっかかってくるかは、一応ハッシュタグ那須塩原市ではないので、で

も那須塩原と出てくるので、やはりそれはわかってほしいというふうに、これは要望いたします。

次に、少なくとも企画情報課がこのホームページなり、そのツイッターなどを管理をしているということになっているのですが、中身は外からの発信はわかっているべきだと思います。ルールはあるというふうにおっしゃいましたけれども、各課から上がってくるものを、やはり一度、そこで別に検閲をしると言っているのではないんですけれども、何と言っているんですか、少しやっぱりわかっている、何が発せられて何が返ってきているかぐらいはわかっているというふうに思います。

職員もたくさんいらっしゃるの、どの方も精通 大体ソーシャルネットワークとかソーシャルメディアについては、誰も余りよくわかっていない方のほうが多いと思うんです、私自身も含めて。ですので、その情報発信をどういうふうにしていくかについては、やはりわかりやすい何か決まりをつくって、皆さんにわかってもらえるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、フェイスブックについては、今、商工観光課と協働のまちづくりのところで2つ載っているんですが、これは今後どうしていく予定なのか、もっと全部の課にやってもらうようにするのかについてお伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） フェイスブックにつきましては、現在、商工観光課と市民協働推進課、C I R 国際交流員がつくっているフェイスブック、2つということになりましておりますけれども、今後につきましては、できるだけ多くの課で発信できるようにということで、今現在、ちょっと問

い合わせ来ているのは何課かございますので、また新たなフェイスブックが開設されるというふう  
に思っています。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） フェイスブックについては、今ホームページでも一番上にとても大きく  
宣伝をしてやっているところです。これは、各課  
がそれぞれ観光から始まったのかもしれないんで  
すが、写真が多いし、とてもわかりやすいところ  
なので、これからやりますということだけではなく  
て、こんなことをやりましたという結果を報告  
することで次につながっていくということもあり  
ます。

それぞれの情報の量は違うとは思いますが、観光  
とか、公民館はたくさんあるけれども、もしかし  
たら総務部は少ないかもしれないし、地味かもし  
れない。けれども、せっかく始めたものなので、  
私は、全ての課がフェイスブックをそれぞれ持っ  
て、そしてつまりホームページを使っての情報発  
信というものに職員みんながかかわれるくらいの、  
そういう力量をつけていただきたいというふう  
に思います。これ、この後5年たったら、すごく変  
わると思います。皆さんいらっしゃるかどうか  
わからないんですけども、そういうときにやっぱ  
り市のルールをつくって、よりよいホームペー  
ジの中から情報発信できるようにしていただき  
たいというふうに思います。ユーチューブをや  
るつもりはありますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） ユーチューブというこ  
とでございますけれども、ユーチューブにつま  
ましては、動画の発信ということで、そういう  
点では非常に発信力が高いんだろーと思いま  
すけれども、一方で、いろいろトラブル等もあ  
るとい

うなことで、ちょっと慎重に対応していきたい  
というふうには考えています。やりたいという  
ふうなところも現在あるんですけども、ちょっ  
と慎重に対応していきたいと。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） ぜひこの新しい情報  
発信のツールについては、新しいからといっ  
てすぐに飛びつくのではなくて、きちんとし  
たルールを持ってやっていただきたいという  
ふうに思います。

行政情報は、非常に多種多様になっています。  
発信する側は各課であっても、情報を欲し  
い市民はそんなことには関係なく、自分  
に必要な情報を早く知りたいというふう  
に思っています。できるだけ整理をして、  
できれば一目で知りたいことがわかる  
ような形をつくっていただいて、めり張  
りのついた情報提供の仕方を工夫すべ  
きだと思っています。

情報の拡散効果については、見られない  
情報には価値がないという、そういう意  
識を多少なりともお持ちになるかもし  
れないんですが、一時的であれ、炎上  
したり、攻撃を受けたりということは  
避けねばならないことです。賢明な  
スタンスを持ってほしいと願います。

情報の共有と市民参加は、協働の理  
念の根幹です。日々進化するソーシ  
ャルメディアですが、情報の共有を  
前提にした開かれた行政のために、  
これからの協働のまちづくり実現  
のために、より親しみやすい、わ  
かりやすい、そして正確な情報  
提供のできるホームページを  
目指していただくことを願  
って、この項を終わります。

次に移ります。

3番目の質問になります。

協働の視点による国際交流のあり方  
について。

当市においては、昨年度のフランス  
への視察、このたびのフランスから  
の国際交流員招致、オー

ストリア、リンツ市への表敬訪問など、中学生のリンツ市との交流だけでなく、海外との交流は積極的に行われるようになってきました。

また、市の国際交流協会が20周年を迎えるということで、今年度は記念事業が計画されているところです。そこで、市が行おうとしている国際交流事業と協会が担うべき役割など、今後の国際交流事業のあり方について、協働という視点から伺うものです。

このたび示された協働のまちづくり行動計画には、日本語指導者養成講座の開講やアジア学院での異文化交流キャンプの実施を、国際交流協会との協働ということでのせてあります。そこで、改めて那須塩原市国際交流協会について、協会設立の目的や担うべき役割を、市はどのように捉えているか伺います。

国際交流員招致については、本年6月市議会の一般質問で、「異文化理解のための学習活動や、海外に向けてのPR活動などに携わってもらい、国際交流協会の協力を得てイベントに参加してもらうなどの活用をしたい」と、答弁しています。協会の設立趣旨などから、「協会の協力を得て」とは具体的にどのようなことを期待しているのか伺います。また、国際交流員の具体的な活動内容や活用方法及び今後のリンツ市とはどのような交流を行っていく予定なのか伺います。

国際交流事業では、市内に住む外国人に関して、お互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、ともに生きていくという多文化共生の地域づくりを進めていくことも大きな柱になっています。定住している外国人に対して、コミュニケーションの支援や生活支援をしていくことが求められています。

そこで、当市における多文化共生の地域づくりの推進体制と今後の取り組みについて伺います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） それでは、初めに、那須塩原市国際交流協会の目的及びその担うべき役割についてお答えします。

那須塩原市国際交流協会の活動目的については、協会規約第2条に「国際交流を推進し、国際理解を深めるとともに、地域住民と在住外国人の日常的な交流を行う中で相互理解を深め、もってまちづくりの推進に寄与すること」とうたわれており、その目的実現のため、会員の方々を中心として、さまざまな事業に取り組んでいただいていると承知しております。

こうした取り組みの積み重ねが、市全体における国際化を推進する上で大きな力になるものと捉えており、今後も協会には地域在住の外国人と日本人との橋渡し役として、地域の国際化を推進していく上で、その大切な一翼を担ってほしいと考えております。あわせて、よりよいまちづくりを目指す協働のパートナーとして、協会のさらなる組織強化と自立を促し、より対等な関係の構築にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、国際交流員の活用に関し、協会の協力を得るとはどういうことか、また、国際交流員の具体的な活動内容や活用方法及びリンツ市との今後の交流について、お答えをいたします。

まず、国際交流協会の協力については、協会が取り組む事業を活用して、そこに国際交流員が参画することで事業内容がさらに充実するとともに、国際交流員の活動の幅が広がることを期待しております。あわせて、協会設立20周年記念事業でのフランスをテーマとした講演会の実施や、フランス語教室の開講など、新規事業の開拓にもつなげてもらえればと考えており、協会にも国際交流員

の積極的な活用を期待しているところでございます。

また、国際交流員の活動内容については、フランスの文化や那須塩原市の魅力を国際交流員の視点から市民に伝えてもらうため、FMラジオの活用を開始したほか、学習講座の開設や市内小中学校、保育園への訪問などの準備も現在進めているところであり、あわせて世界に向けて那須塩原市の魅力を発信するため、フェイスブックの運用も始めております。

次に、リンツ市との今後の交流についてですが、来る10月に中学生の海外交流事業にあわせて、副市長がリンツ市を表敬訪問する予定です。今後の交流については、表敬訪問の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

那須塩原市における多文化共生の地域づくりの推進体制と今後の取り組みについてお答えします。

在住外国人は、言葉の問題や生活文化の違いなどから、それぞれにさまざまな形で日常生活に不安を抱えているものと思われます。そうした不安を少しでも払拭し、誰もが安心して暮らせるまちづくり、多文化共生社会の構築に向け、外国人生活相談窓口の開設や日本語教室の開講、また、各庁舎1階窓口などを中心に、10月1日から運用を開始いたします翻訳機能を有するタブレット端末の活用などにより、言葉の問題を中心とした生活全般のサポート体制の充実や、在住外国人が地域に参画しやすくなるような事業の実施に取り組んでまいりたいと思います。また、市民や外部団体との連携、あるいは市役所内部の連携による推進体制につきましても、先進事例を参考にしながら、今後の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、につきまして、先日、国際交流協会が異文化交流ということで、アジア学院でキャンプを行いました。そのところで出席した方、あるいは手伝った方、市職員、協会員、そして参加者は何人か、少し詳細に教えていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） スタディーキャンプの実施状況ということでございますけれども、参加された中学生5名でございます。国際交流協会の方の協力が2名、事務局が6名ということで、8月11日から12日と、1泊2日でアジア学院において実施をいたしました。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） これは、協会の事業の一番近いものを聞いたわけですが、これがとてもあらわれているように、国際交流協会の新規の事業ということで始めたんだと思いますが、参加の中学生は5人、協会の人は2人、事務局というのは、つまり市の職員が6人手伝ったと、そういう状況でした。

それで、これは、国際交流協会と協働でも市も協働して行っているというようなことなんですけれども、これ一つを見ても、推して知るべしほかのこともそうだと、そういう傾向があるんですけれども、国際交流協会、20年たってもなかなか自立ができていないように見えます。やはり自主性、自立が必要で、なぜそうなっていないかといえば、市が一生懸命やり過ぎているのではないかなというふうに思うのですが、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのか、協働という視点からお答えいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 国際交流協会に対する考え方、協働という視点からということでございますけれども、国際交流協会は民間の団体でございます、本来であれば会員主体になって創造的に会を運営していただかなければならないというふうに思っております。しかしながら、現状において、市が事務局を担っているということもございまして、会員の拡大、事業の広がり等に若干欠けるところがあるというふうに見てございます。

まずは、20周年を契機としてどのような国際交流協会であるべきか、会員の方みずからが考え、行動していただくことが必要であるというふうに思っております。そのことに対しての市からの支援は惜しまないというふうを考えてございます。いずれにいたしましても、那須塩原市国際交流協会には、多文化共生の地域づくりのために、その活動を大いに期待しているところでございまして、市とともに歩んでいければというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 20年を経た民間の団体ということにはなっておりますが、現実としては、非常に人のかかわりが強い団体だというふうに思います。これは、黒磯にあった団体が、合併したときに余り旧西那須野町や旧塩原町に対して宣伝をしなかった結果、今も黒磯の方が多いんだというふうに思います。そういうことの宣伝こそ、私は市でやっていただきたいというふうに思うんですが、その点に関してどのような考えがあるかということを知りたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 合併後の国際交流協会のあり方という中で、合併以前から旧西那須野町

においては、会員になりたいという方は、多分、大田原の国際交流協会のほうに入っていたというふうには思っておりまして、そういった中で、なかなか那須塩原市の国際交流協会に入ってもらえなかったというのは現実なのかなというふうに思っております。先ほども答弁で申し上げましたように、会員の拡大に対しての問題等も、協会と市とで一緒に考えていければというふうには思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 協会につきましては、20年、今まで活動してきたということで、やはりこの20年周年をきっかけにして、より自立した自分たちの活動をしていただければなというふうに、市に言っても仕方がないことかもしれないんですが、余り手を出さないというようなことで協働という形をとっていただきたいと思っております。

に移ります。

国際交流員の活用とか、リンツ市へのことについては、6月に私は補正で反対をしております。けれども予算が通りましたので、やはりここで質問をしたいと思っております。

国際交流員の活用につきましては、先ほどいろいろおっしゃっていましたが、私は文書の校正とか、ネーティブチェックとか、翻訳、通訳とか、そのようなことも必要だと思うんですが、それは考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 翻訳という点につきましては、フランスへ今度行くということも産業交流ですか、ありまして、その中でフランス語の訳という中で、実際翻訳のほうも一部かかわっていただいております、また、ホームページの英語訳等ということであるんですが、その辺のチェッ

クもこれからお願いしていきたいなということで考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先ほど、FMラジオへというような話がありましたので、外へ発信をしていくこともあるんだと思うんですが、ぜひ市内向けのいろんな講座とか、学校へ行くということも必要なんですけれども、外への発信ということもやっていただきたいですし、万が一、災害が起きたときには、外国人の方への情報発信でも、やはり活躍をしていただきたいというふうに思っています。

次に、リンツ市への表敬訪問につきまして、今後のことについてはこれからというふうにおっしゃいましたけれども、貴重な時間とお金をかけて副市長が伺うということであれば、やはり何か具体的なものがあって出かけるのではないかなというふうに私は思っているんですが、本当に友好都市のようなことは考えていないのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 友好都市ということでございますけれども、オーストリア・リンツ市ということですと、これまで青木氏との関係を通じた歴史的なえにし、また、中学生の相互交流という実績からすると、決して否定されるようなものではないというふうに思っておりますが、あくまでもこれまでの交流の延長線上にあるものだということに認識してございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 市が外国の都市と友好関係を結ぶということは、必ずしなくてはならないということではないとは思いますが、けれども、中学生がずっと相互交流をしていてということからしますと、そういうことをやはり考えてもいい

のではないかとこのように私は思っております。ただ行って挨拶をしてきたでは、余り意味がないように思いますので、どうぞそういうことも考えていただきたいというふうに思います。

次に、多文化共生の地域づくりについてなんですが、ここで在住外国人に対して日本語教室を開講していることをおっしゃいましたが、この日本語教室について、今の那須塩原市の現状をお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 日本語教室の現状ということでございますけれども、外国の方で那須塩原市に在住している方への日本語の指導ということでございますが、現在、国際交流協会が主体となって行っているのが、いきいきふれあいセンター、東那須野公民館でございまして、公民館が自主的な事業として行っているものが、三島公民館で行っているものがございまして、あと、今年度、協働のまちづくり支援事業の中で、1団体が日本語教室を開催したいということで認定をされてございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そうなんです。市内では、今4カ所で3つの形で日本語教室を開いています。けれども、日本語を学びたい、あるいは外国から来た方が日本をやっぱり少しわかるようになりたいという方は、それがどこでやっているか、誰が主体としているかということは、余り考えずに公民館なりで日本語を学んでいるわけです。けれども、この3つのやり方については非常に縦割り意識がありまして、片やこちら、片やこちらというような形で、全然交流がないんです。交流というか、同じ市役所でやっていて、市役所のお金でやっていても、その点については、どのよ

うに考えますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 交流がないというようなことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、国際交流協会がやっているものと公民館の講座としてやっているもの、大きくいうと、この2つが主流になってくるかなと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、公民館でやっている講座につきましては、西那須野地区の公民館ということでございまして、国際交流協会、西那須野地区にはございませんでしたので、公民館の講座として主体的に在住外国人のための言葉についてサポートするというような形で、平成4年ごろから始まったというふうに記憶しております、そのままずっとつながっていると。

あとは、国際交流協会のほうは、先ほど申し上げましたように、2カ所で現在行っておりまして、これからどうするかということもございすけれども、協働のまちづくりという視点からしますと、公民館で主体的にやってきたものに対して、これからどうするかということを考えなければならない時期に来ているかなというふうには思いません。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そういったことを考える時期は、もう本当に過ぎているんだと思いますが、気がついたときからでもというか、今からでも日本語教室に関しては一元化して、管理というか、やっていただきたいというふうに思います。

自治体というところは、外国人の住民も含めたさまざまな立場の住民に対して、配慮した施策の展開が必要なんだと思っています。国籍や民族などの異なる人がそれぞれの文化の違いを認めて、そして対等な関係で、やはり地域の一員として生

きていかなければいけないと思います。本市には、多文化共生の地域づくりという発想がないように思います。県内各地でも、そのような発想で、外国人の住民を支援の対象だけではなくて、町をつくっていく対等なパートナーとして認めて、協働のまちづくりもやっていこうというような姿勢が見えています。ぜひ本市にない、この多文化共生の地域づくりという考え方を、国際交流協会も巻き込んで、そのほかの市民団体、市役所の各課が縦割りではなく連携することで推進をしていってほしいというふうに思っておりますが、最後に、多文化共生の地域づくりを進めていく予定があるかどうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 多文化共生の地域づくりということでございまして、多文化共生の地域づくりとは、外国人を地域で生活する住民と捉え、地域社会の構成員として、ともに生きていくために必要なことを行っていくことだろうと認識をしております。現段階でも、コミュニケーション支援、または生活支援ということを行っておりますけれども、さらに総合的、体系的に行っていかなければならないだろうというふうに思っております。これらについては、先進的な事例もございしますので、そういったものも参考にしながら進めていきたいというふうに思っています。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 多文化共生の地域づくりは、高齢者、障害者など、弱い立場の人にも通じるものです。どうぞ続けてこれを進めてほしいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、20番、山本はるひ

君の市政一般質問は終了いたしました。

藤村 由美子 君

議長（中村芳隆君） 次に、1番、藤村由美子君。  
1番（藤村由美子君） 皆さん、こんにちは。1番、藤村由美子です。

通告に従って、一般質問を行います。

安全で便利なまちづくりについて。

当市のまちづくりについて、那須塩原市総合計画後期基本計画に基づいて各施策が進められているところですが、当市では、市街地が点在している状態が長く続いています。今後の具体的な施策等の展開についてお伺いいたします。

基本政策の一つに「安全で便利なまちづくり」とありますが、「安全で便利なまち」とはどのような町なのでしょう。具体的にお聞かせください。

県内第2位の広大な面積を有する当市において、中核的な市街地をどこに置かれるのか、市としての考えをお聞かせください。

那須塩原市総合計画と都市計画マスタープランと那須塩原市道路基本計画等の整合性についてお聞かせください。

よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 藤村由美子議員の質問に、順次答弁させていただきます。

まず、安全で便利なまちづくりの から のご質問でございますが、初めに、安全で便利などどのようなまちなのでしょう。かについてであります。これまで第1次那須塩原市総合計画の基本

構想に定める将来像の実現に向け、まちづくりの基本的な方針である7つの基本政策の4番目に記されているのが、この安全で便利なまちづくりに通じていると思われ。市民が生活する上で必要な都市基盤の整備等について、目指す方向性を安全、便利という概念で表現したものでありまして、市街地の土地利用の推進とか、あるいは計画的な市街地の整備、あるいは主要道路網の確立、都市公園などの適正な管理、良好な住環境づくり、雨水排水対策の推進等について、この4番目の安全で便利なまちづくりには記載されております。

ただし、この分類も主観を交えては申しわけありませんが、若干現代流と少し離れたところがありまして、安全便利というようなくくりの中には、現在、一般的にはやっているというか、ものの中には、下水道の整備と、それに加入している人口の比率であるとか、そういうものを非常に高く目指していこうとか、あるいはここには書いてございませんが、市の計画にはありませんが、一般的に安心、便利という、一番今大事とされているのは、転出入の人口比、まちというのはここで生まれて育った人は、本当に那須塩原市は14%しか生まれて亡くなるまでここにいる人はいないまちです。よそから入ってくる転入、転出、これの比が大きければ大きいほど、これの安全で便利なくくりの中に、一般的に、はやりというのではありませんけれども、近年は採用されておりますが、この計画は既に早い時期にスタートしたものでありますので、計画をつくった時点ではこういうくくりが全国的にはやっていたと理解をしていただければありがたいと思います。

次に、の中核的な市街地をどこに置くのかとの質問であります。那須塩原市都市計画マスタープランでは、市街地の整備方針に、魅力ある中心市街地の形成として、本市の玄関口である那須

塩原駅や黒磯駅並びに西那須野駅を中心とする旧来の中心市街地において、都市基盤の整備を行うとともに、各種の商業施設の集積を現在も図っております。

那須塩原駅周辺につきましては、県北の中心都市である本市の広域交通や観光の玄関口にふさわしい町並みの形成と、広域的な商業、業務、行政機能の拠点としての新市街地の整備による土地の高度利用が必要であると考えております。

また、黒磯駅周辺は、本市の北の玄関口と位置づけ、また歴史的建造物や老舗の商店の趣を生かした風情ある中心市街地として、市民や訪れる観光客が楽しめるような商業空間の整備を今後進めていきたいと思っております。

さらに、西那須野駅周辺につきましては、歩いて生活を楽しめるまちとするため、市街地再開発事業、道路や公園の整備、西那須野地区の顔となる景観づくりのための駅西口広場の整備などを行ったところであります。

次に、那須塩原市総合計画と都市計画マスタープランと道路整備基本計画等の整合性についてであります。総合計画は、本市の将来像の実現に向けたまちづくりの方向性を示す基本かつ上位の計画となるもので、各種計画は、総合計画に即して策定されておりますので、一体感はあると思えます。

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すもので、総合計画で示されているまちづくりの基本理念及び将来像を踏襲し、都市計画の面からそれを実現するものであります。また、道路整備基本計画は、都市計画マスタープランに即して、都市計画の柱の一つである幹線道路や主要な生活道路などの整備について示したものであることから、各計画間の整合性は、この点についても図られていると考えております。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 市長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、について、再質問いたします。

安全で便利という言い方はとても抽象的なので、どんなイメージを目指しているのか、具体的なイメージが湧かなかったのでお伺いいたしました。昨日の会派代表質問の質疑の中でも、人々から選ばれるまちと市長がおっしゃっておりました。現在的那須塩原市において、市民が生活する上で、指標で言うところの小売の販売高だけでなく、交通も含めて便利であると実感できているのでしょうか、それとも実感できていないのでしょうか、その点については、市としてどのように捉えているかお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 実感できているかどうかということで、ちょうど総合計画策定のときのアンケートをちょっと確認させていただいておりますので、データの的にはアンケートであればお答えできると思えます。

実感できているかどうかというようなところの中で、非常に那須塩原市は交通の便がいいというようなことがございまして、人口の流入もそうい

った利便性が高いというような中で人口がふえているということを原因というふうに考えておりますので、そういうところからすれば、便利であるというふうに実感されているんだらうというふうには思っております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） アンケート等があればわかるということですが、ぜひアンケート等行って、市民の実感をつかんでいただいた上で、いろいろな計画に展開していただければいいかなと思います。

確かに都心へのアクセスがよいことは、那須塩原市の大きな魅力の一つであると私も思っております。ただ、市内で日常生活をする点に絞って考えてみるとどうでしょう。もともと車がなくては生活が成り立たない典型的な車社会であったため、徒歩や自転車で移動する少数派の市民の声はなかなか取り上げられず、駅に近いところに住んでいない限り、車なしで生活するのは大変です。しかも、旧3市町が合併したことで、期せずして広大になった那須塩原市は、市民が安全で便利に日常生活を過ごすには、取り組まなくてはならない課題が多いと感じます。

総合計画の中にも、現状の説明として、「都市化の進展とともに市街地のスプロール化が進んでいますが、今後予想される人口減少や高齢化社会など、社会情勢の変化に対応した都市構造への転換が求められています」と記述されております。都市構造の転換には何年もかかりますので、10年、20年、場合によっては数十年のスパンで、前もって周到に準備されなくてはならないと思います。

あらゆる年齢層の多様な市民が安全で便利に暮らせるようにするために、それぞれの動線をどのように描き、いついつまでにどのような準備をするというような具体的な計画はあるのでしょうか、

お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 動線をどのような方向で持って行って、どのような計画になっているかというようなご質問でございますが、先ほど市長のほうから答弁いたしましたように、都市計画マスタープランというのをつくっております、これにつきましては、平成37年までの20年間の将来像を見据えた計画でございます、そのような中で、こういった地区はこのような整備をしていくというような中で、計画をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 市長。

市長（阿久津憲二君） くしくも、私が一番気にしていること、今質問の言葉の中にありましたので、一言お答えしたいと思います、この都市のマスタープラン、これはとても長いスパンがかかりますよ。那須塩原の人口の減少、今人口減、高齢化の時代になっていきますけれども、26年後に8.8%減少すると。じゃ、このままいくと26年後に向かって減少させないためのそういうマスタープランをどうしたらいいかというのがとても重要で、私なんか友達に、今これやらないとだめだよと言うと、いやそれまで生きていないと、26年後みんな死んじゃうよと。そうじゃないんですよ。まちづくりだけは、もう絶対10年、20年、25年後がきょうなんです。その原点に戻って、本当にあすのこととして20年後のプランを立てていかないと、実現性は非常に少ない。

一つのいい例が、北海道南西沖地震なんです。ちょうど20年前、あの地震で、あんな狭い地区、954億円かけたと書いてあるんですよ、書類。物すごいまちができて、5,000人ぐらいの人口があ

ったのが、20年過ぎて3,000人割って、もう税金も入らない、建てたものはさびだらけ、そういうプランであって、でもそれは、ここのまちのあすの姿でもあるんですよ。20年たったら南西沖の国後島、来る人もいない。そういうのを避けるためにどうやったらいいかというのがマスタープランの根本にあると、こういう理解で、私も担当の部も取り組ませていただいています。20年後はきょうの問題と認識してのプラン作成になっていると理解をしていただきたいと思います。

奥尻。国後じゃなくて、見て言えはいいいんですけれども、奥尻島、非常に人口減。それで、今、福島は被災地、視察行っているんですよ、すごい復興したというので。その中で、奥尻島のまち、奥尻町は、福島の各都市に対して、「人材育成の費用を残さないで。人がいなくなりますよ、将来」ということを、盛んに奥尻のまちを挙げて福島にメッセージを発している。まちを築くだけじゃだめ、人材を育成して、20年後のマスタープランしっかり持ちなさいと、こういう指導を。これ、とてつもないほうへ話ってしまったけれども、たまたま一番気にしていることが質問の言葉にあったので、私からも一言つけ足して、答弁させていただきます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

奥尻島の話は、たしか高い堤防をつくったところ、あそこもやはり堤防をつくるかつくらないか、随分議論があったところだったはずなんです、結局つくってよかったということと、つくらないほうがよかったと思う人と、後になっている意見は分かれているようですが、やはり将来のまちの姿というのは、みんなが望むような形になるように、話し合いを持って盛り上げていけば一番いいのかなと思います。マスタープラン計画

に沿って順次進められるとのご回答だったんですが、確かにスプロール化による無秩序な開発、虫食いの宅地化状態では、市民も生活設計が成り立ちません。

関連しておりますので、次の再質問に入りたいと思います。

3つの駅、中核的な市街地についてですが、3つある駅、それぞれの周辺に、那須塩原駅前は県北の玄関口というか中心的な位置づけ、黒磯は風情を持たせて、西那須野は歩いて楽しめるなど、そのようなまちづくりを目指すのご説明でしたが、現在、どの駅前も都市の中核としての機能を十分果たしているとは思いません。他県からたまたま仕事で来られた方に「夜ちょっと食事に出たいんだけど、駅前にはお店が少ないようだったが、中心地はどこなんですか」と聞かれて、明確に答えられないもどかしさを私たちは持っています。役所の届け出、買い物、通院、食事、てんでばらばらにある目的地を、一日かけてマイカーで転々と移動しなくては用が足せない。これは、成り行き任せであった結果としか考えられません。しかも、観光が大きな柱となっているにもかかわらず、新幹線が停車する駅前ですら、機能的なバス乗り場やまとまった商業施設がなく、新幹線をおりた観光客は、そのまま迎えにきた周辺観光施設の車に乗せられて、散り散りに散っていくのです。全ての人がマイカーで移動できるわけはありませんので、住民にも観光客にも魅力的で優しい中核的な市街地づくりが必要と思われませんが、そのような観点で、中核的な市街地をつくる都市計画は、マスタープランであるということによろしいでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） ただいま藤村議員が

おっしゃられたように、都市計画マスタープランというのは、その市街地のあり方というか、そういったものについて述べているということでございますので、当然、先ほど市長が答弁しましたように、それぞれの3つの駅について、駅周辺について、こういった市街地の整備をしていきますというようなことになっておりますので、そういった中で、確かに議員さんおっしゃられましたように、どこなのかというのが明確でないということでございますが、そういった中で、3駅のそれぞれにそういった周辺に合った整備が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） その計画は具体的にどこまで進んでいますか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 西那須野駅につきましては、先ほど申し上げましたように、西那須野西地区の市街地都市整備再生計画事業というように、駅前の整備とか都市計画道路の整備、これらの整備等で整備が進んでおります。

那須塩原駅につきましては、駅の西の区画整理事業、または北の区画整理事業ということで、区画整理事業は完了しておりますが、そういった中で、まだ商店街のにぎわいとか拠点施設の整備、そういったものがこれからの課題となっております。

黒磯駅につきましては、平成26年度から補助事業の都市再生整備事業を導入しまして、整備をする予定となっております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

那須塩原駅について、一番気になっているところではあるんですけども、たとえ市が幾ら机上で構想を練っても、実際問題、民間企業や市民の投資が伴わないと都市構想の転換は実現しません。

郊外型大型ショッピングセンターにしても、人口の割に数カ所、しかも離れたところに立地していますので、人の流れがばらばらになって、集客力が分散してしまい、長引いてきた景気の低迷のために、それぞれが綱引きをして苦しい経営を強いられると感じます。せっかく生まれた大きな雇用も企業の安定的経営が成り立たなくなれば、やがて不安定雇用となり、結果的に市民の生活設計が成り立たなくなります。

また、3つあるそれぞれの駅周辺に個別の取り組みがあるようですが、町全体として、どのような方向性で開発が進むのか、そのビジョンが明確になっていないと、企業も市民も綱引きで負けることを恐れて投資に踏み切れないと思います。成り行きに任せて放っておけば、モグラたたきのように、あちらこちらで出ては消え、消えては出てと市街地が安定しません。

那須塩原市は、飽和状態の都会と違って、これからいかにでも発展できる潜在能力のあるまちだと思います。将来的ビジョンをきちんと打ち出して市民に発信すれば、それならば自分のやりたいことはこの地域でできそうだと、市民は考えられると思います。ぜひ市民が思い描ける市街地のビジョンをつくり上げていただくようお願いして、の再質問に入ります。

3つの計画には整合性がとれているとのご説明でしたが、これらの計画の中に、バス路線の計画は含まれているのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 道路整備計画とバス

路線の関係でございますが、道路整備につきましては、道路の混雑の解消、危険箇所の解消、交通ネットワークの形成、さらに生活の利便性の向上などの観点から整備を行っているところでございまして、そのような中で、道路整備がバス路線や停留所と一致するのか、これが整合するのかということでございますが、これにつきましては、一致する部分もあるかと思いますが、必ずしもそういう路線や停留所と一致するものではないというふうに考えております。

特に市街地におきましては、地権者の地元との合意とか建物の状況、または地形的な状況などの観点で整備が困難な箇所もございますので、そういったことでなかなか難しい点もございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 先ほどご質問ありました市民は満足かというところでの市民のアンケートの結果についてご報告させていただきます。

まず、38の項目について、総合計画策定についてアンケートを実施しております。一つ一つの項目にどう市民が答えたかというのを分析する中で、偏差値的に分析をしているわけなんですけれども、その中で順位を見ますと、道路の整備に対する満足度は上から7番目、あと、交通安全の充実というところの満足度に対しては26位というような結果となっております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） アンケートの結果、ありがとうございます。

道路の満足度が7番目で、交通のほうはまだ26位ということで、ちょっと低くなっていると思いますが、今バス路線のほうは、ほかの道路計画とは一致するものではないと、部分的に一致する場合もあるというご説明だったと思うんですが、市

民にとって一番身近な問題である日常生活における移動手段の部分は、どの計画の部分と最終的にすり合わせをして決めていくんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） どの計画とということでございますが、バス路線については、この後質問で出ているようでございますが、道路整備につきましては、先ほど言いましたように、いろいろな条件のもとに整備をしておりますので、そのバス路線がどの計画と一致するかというのは、ちょっとなかなか私のほうで答えるのは難しいのではないかなというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 那須塩原市都市計画マスタープランによりますと、都市計画法で位置づけられている「都市計画マスタープラン」とは、「将来の都市像を定めるとともに、その実現に向けた具体的な方策の展開の考え方や方針を明確に示し、これに沿って各種都市計画等の展開を進める根拠となるもの」とあり、「市がこれを定めるときは、総合計画に即して定めること」となっています。

まさに総合計画の中で、安全で便利なまちづくりがうたわれておりますので、それに即してこの都市計画マスタープランが作成されていると先ほどのご説明で理解いたしましたが、そのマスタープランの中で、今、まちづくりに必要なこととして、公共交通網の整備（駅や停留所等の整備、有効利用の検討等）と歩いて暮らせるまちづくり（各種都市機能の集積、公共交通の充実、バリアフリーの道路整備等）という項目がありますが、公共交通の充実を図り、駅や停留所等の整備をするということは、すなわち拠点間を結ぶバス路線の計画も、このマスタープランに当然含まれるべ

きと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 今、議員がおっしゃったように、各種都市機能の集積、または交通機関との連携というようなことと、あとバリアフリーの関係のことが都市計画マスタープランにはうたってございます。

そのような中で、交通拠点の整備につきましては、駅の整備ということが関連してくるかと思うんですが、そういった中で西那須野駅、今度は黒磯駅ですが、そういった駅の整備をして、連携を図っていくというようなことでございまして、また、バリアフリー等につきましては、西那須野地区でやっておりますが、特定道路というのを指定しまして、そういったバリアフリーの道路を現在整備を進めているというようなことでございますので、そういった意味で関連がありますので、そういった中で整備をしているというような状況でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 実はそれぞれの計画間の整合性をお聞きしたのは、中心市街地の整備、公共施設の立地、周辺の歩道の確保、バス路線等は、私は一体のものと考えております。本来、1部署で総合的に計画されるべきと考えてお聞きしたのですが、市ではマスタープランに沿って、市の総合計画が一番上位の計画であるということですので、それに従って、それぞれで進めていくということだったんですけれども、私が拝見した道路整備基本計画のダイジェスト版からは、マイカー以外で移動の前提をした動線の計画が読み取れませんでした。

現実問題、当市では公共施設の立地が、これまでたてんではばらばらで、バスで移動してもらうにも

連絡が悪い、歩いていくのにも歩道がつながっていない、あったとしても狭い名ばかり歩道というのが実情です。

以前、消費生活センターで相談員をしていたときに、やっとの思いで市役所まで相談に来られた市民の方が、相談内容から、別の場所にあるセンターまで移動してもらわなくてはならなかったんですけれども、その際、車に乗らない方だったので、大変なご不便をおかけしたということが何度もございました。雨や雪の悪天候の中、高齢者が自転車で移動してこられる道のりをどれほど心配したことでしょう。

市内全域にわたっての整備は当然不可能ですが、中心市街地としての機能を見直し、市民の利便性を改善することは、市の責務と考えます。那須塩原市の総合計画が目指すまちには、どのような道路網が敷かれ、どのような交通機関が走り、公共施設はどの位置において市民の利便性を図るのか、そのような一連の戦略的な計画があってしかるべきと思いますが、役所のどの部分でそのような計画を立てるのでしょうか、教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 総合的な計画、各連携するような施策につきましては、ある種企画部が主体となってということもございます。細部の細かいところの計画は、それぞれの部門での計画実施ということになりますが、大きなところでの連携ということでは、企画部が所管としてなるようになるかなというふうには思っています。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

それぞれの部署に割り当てた計画を吸い上げて、一つの計画にまとめ上げているという印象を受けております。各部署が総合計画に沿って進めてい

くとしても、別々の部署で別々のスピードを進め  
ては、そのつなぎ目の切れたところで、市民は足  
どめを食い、戸惑います。放っておいても民間投  
資が進むような右肩上がりの時代ではないので、  
1カ所に責任を持たせて集中的に戦略的に取り組  
むようにしないと、総合計画で目指しているよう  
な大きな都市構想の転換は、なかなか難しいので  
はないでしょうか。

町がどのようにさま変わりしていくのか、市民  
の意見を吸い上げながら、同時に随時わかりやす  
く計画を発表していくことで、市民の人生設計を  
助けることにもなると思います。子どもを育てやす  
い地域はどこなのか、高齢になって車を手放し  
ても暮らしやすい場所はどこなのか、事前に示さ  
れていれば、市民や新たに移住を考えている人た  
ちが居を構える際の参考になります。そうすれば  
これ以上の無秩序なスプロール化も防げるのでは  
ないでしょうか。

8月20日号の広報でも、昨日の会派代表質問に  
おいても、定住促進に向けての計画策定の庁内検  
討委員会が立ち上がったとのご説明がございました。  
これは企画部でしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 定住促進計画の策定に  
当たる部署としては企画部でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） さらに同じく、きのうス  
マートシティーの研究会も立ち上がったと伺いま  
したが、実にたくさんの計画や研究会が存在し、  
ますます那須塩原市の未来がどこに向かっていく  
のか、よくつかめないような状態なのですが、実  
際問題、那須塩原市総合計画と定住促進に向け  
ての計画は、先ほど企画部とおっしゃって、マス  
タープランと道路整備計画は、建設部でよろしいで

すか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） そのとおり、建設部  
でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 切れ切れになってすみま  
せん。

ということで、バス路線は恐らく生活環境部と  
いうことになっておりますので、複数の部署に分  
かれています。計画の整合性を図るだけでなく、  
計画を実現させる際には、実際に各部署間ですり  
合わせ作業が必要になってくると思いますので、  
それだけでタイムラグが生じます。

これからのまちづくりにはスピードも必要です。  
この定住促進に向けての計画も全ての計画など、  
全て1カ所に権限を集約して検討したほうがよい  
のではないかと私は考えるのですが、いかがでし  
ょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 全ての権限を1カ所に  
ということでございますけれども、現在のさまざま  
な計画、各部連携するようなものについては、  
プロジェクト等を立ち上げて、各部の意見を集約  
しながら実施しているところでございまして、全  
て企画部でということのお話かなと思いますけれ  
ども、それぞれの役割分担の中で実施していけれ  
ばというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 企画部さんのほうである  
程度集約されるということですが、これからの都  
市計画は、まだこれ以外にも車社会からの転換、  
環境に配慮したまちづくりなど、ほかの施策とも  
連携していく必要が出てくる上、さらなる合併構

想とも絡んでくると思いますので、本当に難しいことだと思います。

しかし、だからといって、現状維持でのんびり様子を見ているわけにはいきません。安全で便利なまちを次世代に残すことは、今を生きる私たちの大きな責任です。私たちは先人に新幹線を敷いてもらい、高速道路のインターチェンジをつくってもらいました。その恩恵をありがたく受けています。

では私たちは、次の世代のために何を残すべきなのか、大きな課題が課せられていると思います。市民が望むこれからのまちは、どんなまちなのか、また、このまちに移り住んでくる人々は、このまちのどこに魅力を感じているのか、それらに耳を傾けながら、ぜひ全ての計画の整合性を図り、効率よく、安全で、便利なまちづくりを着実に進めていただくことをお願いして、この項の質問を終わりにいたします。

## 2、ゆ～バスについて。

市民の足として期待されるゆ～バスの新路線についてお伺いします。

路線はどのように決められたのか、事前に市民のニーズ調査を行ったのか、お聞かせください。

新路線が目指すコンセプトは何か、お聞かせください。

市民の足としてバス利用を定着させるための課題は何であると考えているか、お聞かせください。

新システムの予約ワゴンバスについて、実施要領や利用方法等について、市民にどのように説明し周知するのか、お聞かせください。

高齢者外出支援タクシー券が廃止され、バス路線の変更、新しい予約ワゴンバスの導入等、市民生活に混乱を来していると感じますが、市民への説明責任はきちんと果たされているのか、再度

お聞かせください。お願いします。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） それでは、2のゆ～バスにつきましてお答えをいたします。

の路線はどのように決められたのか、事前に市民にニーズ調査を行ったのかと、の路線が目指すコンセプトは何かについては関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

新路線が目指すコンセプトにつきましては、今までバス路線のなかった地域へ新規路線の設定をすること、それに病院、スーパー、市役所、学校などの主要施設をできる限り経由すること、さらにゆ～バス、予約ワゴンバスを初め、民間バス、JRとの接続、連携を図ることによりまして、市民生活の利便性を向上させることであります。このコンセプトに基づきまして、路線を決定いたしました。

事前の市民ニーズ調査は実施しておりませんが、運行後の試行期間の中で実施したいと考えております。

の市民の足としてバス利用を定着させるための課題は何かについてお答えいたします。

バス利用を定着させるためには、まずはバスに乗っていただくことであり、そのためには、バスの運行本数をふやすことが重要であると考えます。

しかし、運行本数をふやすことは、車両台数や人件費を増加させることになり、運行経費がふえることが課題であると考えております。

の新システムの予約ワゴンバスの実施要領や利用方法等について、どのように市民に説明し、周知するのかについてお答えいたします。

予約ワゴンバスは、ゆ～バスと同じように、決められた路線を定時に運行するバスでございます

が、予約のあったときのみ運行する乗車定員9名のワンボックス車となっております。

市民への説明につきましては、7月から8月にかけて各地区の自治会長に公共交通の概要の説明を行いました。9月初旬に班回覧によるお知らせを行ったところでございます。今後は9月中旬に路線と時刻表を掲載しました利用者ガイドを新聞折り込みするとともに、公共施設や病院等へ配付する予定でございます。

のバス路線の変更、新しい予約ワゴンバスの導入について市民への説明責任を果たされているのかについてお答えいたします。

市民への説明につきましては、事業認可の関係で、詳細な説明がくれぎみとなっておりますが、事業認可とほぼ同時に、詳しい内容を記載しました利用者ガイドを配布したり、市広報で周知したいと考えております。

また、10月に運行を開始した後も市広報等を通して、市民の皆様へ丁寧な説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

それでは、ゆ～バス関連の 、 、 について、まとめて再質問を行います。

ご説明によると、ニーズ調査を行わなかったとのことですが、ニーズ調査を行わないで、どのように市民が必要としている路線を判断したのか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 今、説明させていただきましたように、コンセプトとしましてバス路線のなかった地域、もしくは主要施設、今まで主要施設、市役所環境も含めまして全ての路線が

この市役所環境を經由したわけじゃないんです。できる限り、この近くの路線は経由する。

さらにゆ～バス、予約ワゴンバス、民間バス、JR、この連携をするというコンセプトに基づいて路線を決定いたしました。

そのほかに、きのうの眞壁議員にもお答えしたんですが、今までゆ～バスが走ってから、もう何年も過ぎていますが、そういった中で、生活課のほうに市民の方から電話でいろいろな要望とか、あとはバス会社のほうに要望が出ております。そういったものをうちのほうで整理しまして、そういったものを参考にしながら、今回、路線を決定したという状況でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 市民からの電話による意見、バス会社に届いていた利用者の声というのは、それぞれ具体的に何件くらいあったのか、教えていただけますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 件数までは詳しく数えていないんですが、少なくとも数十件、100件近いほどあるというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

数十件、100件近い声があった、路線を決めるに足る情報が集まっていたということなのでしょうか。

あと地域公共交通会議というのがありますが、この会議は、公共交通に対する市民の声を聞くための会議ではないのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 今、お話ししました生活課のほうに来ているそういった要望関係、それが今回の路線に全て路線の決定になったものですかというお話でございますけれども、こういったものも参考にしていると。ですから、路線決定につきましては、当初お話させていただきましたように、接続関係とか、あとは今までそういった民間バスも含めて路線がなかったところを新規路線を設定するとか、そういった形で考えておりますので、全て100件近い要望の中で、路線を決めたということではありません。それももちろん参考にしながら、先ほどのコンセプトも含めて路線を決定したということで認識をしていただきたいと思っております。

先ほどお話があった地域公共交通会議でございますけれども、これは市民の意見をももちろん聞く会議ではございますが、地域公共交通会議の趣旨は、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、それに旅客の利便の増進を図る、あとは地域の実情に即した輸送サービスの実現を図るというための、協議するための会議ということで位置づけられております。

メンバーとしましては、もちろん市民の方、もしくは利用者の代表者、あとは国・県関係の行政機関の職員、あとは旅客自動車運送事業者及びその関係団体、あとは市の職員ということで16名で構成となっておりますけれども、市民の方の意見ももちろん聞きながら、あとは関係機関、もしくは自動車の運送事業者、そういった方の意見も聞きながら、公共交通会議の中で路線も含めて、今まで検討審議して、路線を決定してきたという流れになっております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 地域公共交通会議も市民

のさまざまな移動手段を考える上で、非常に重要な会議であると思いますが、この会議のメンバーの中に日常生活、基本的にマイカーで移動しない人は含まれていますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） そこまで詳しい話については確認は、チェック全部しておりませんが、基本的にマイカーに乗ってくる方が大半だというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 先ほども申しましたが、マイカーで移動できる方が市民全てではございませんので、地域の公共交通を考える会議においては、マイカーに乗って移動しない人が含まれていないというのは、片手落ちと考えます。

先ほどお聞きしたのは、路線を決める判断は、要は役所のほうで独自に判断したということだったんだなということを確認する上で、意見どこまで聞いたのかというふうにお聞きしたわけなんです。

例えば、そのバス路線について、危険なバス停などの問題点や新たなバス停設置の要望などは出ていましたでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 停留所につきましては、現段階も含めて、この後もありますけれども、危険な箇所という認識はしておりませんが、中には、バス停留所の中には歩道がなく、もしくは道路の幅員が狭いとか、路側帯がほとんどないとかという場所が何カ所あるということは認識しておりますけれども、危険箇所があるという認識はしておりません。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 新しいバス路線でも、バス停を決めるのは随分重要なことだと思ったのですが、例えばミツヤ送風機裏の黒磯運動場入り口のバス停は、歩道がない上に交通量が多く、雨の日に学生や高齢者が傘を差して塀にへばりつくようにして狭いところに立ってバスを待っているのを見かけたことがあります。とても危険だと思いました。当市の市民は非常に穏やかで、不自由な思いをしても黙って現状を享受していると私は感じます。

ここで前段の質問でお聞きしたこととつながるのですが、都市計画と道路基本計画の中に、バス路線の計画も含まれていなければ、安全なバス停を確保することは難しいのではないかと思ったのです。

都市マスタープランと道路基本計画とバス路線の計画がうまくリンクしていれば、バスを路肩に寄せる場所を確保したり、歩道内にバス停を設置する幅を持たせたりなどのことが事前にできるはずです。そのようなスタンスで計画を進めることは可能でしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） おっしゃっているように、先ほど1番目の質問でありましたように、都市マスター計画プランの中で、そういったものを調整しながら、公共交通も進めていくというのが、もちろん第一原則というんですか、基本原則ではございますけれども、場所によっては、市民の利便性を図るために、この路線を通るために、この場所を通っていかないと路線にならないというところも実際問題あるわけです。

ですから、そういうところは、歩道を整備して

から、そういった路線を通すことも必ずできないという部分がありますので、路線が決まった後で、道路拡幅ということの検討もあるでしょうし、道路拡幅が計画しなかなかなか難しいとなれば、先ほどおっしゃっているような、いわゆるミツヤ送風機の裏側のそういった停留所を含めても、それはまた別な方法で、そういったことになるとすれば、検討するという形で進めたいと、部分的には。

基本原則は、もちろんおっしゃっているとおりでございますけれども、場所によっては、そういう形で随時、そういったことがあるとすれば、建設部もしくは生活環境部の中で、おのおのそれを対処していくという形もあり得るということでご理解願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

ぜひ危険なバス停などないか積極的に調査していただいて、危険な箇所については、新路線において早急に改善していただくようお願いいたします。

そして今後は、地域公共交通会議の委員を人選する際に、車に乗る人と乗らない人をバランスよく構成されるよう配慮していただきたいと思えます。

ゆ〜バス新路線においては、病院や買い物を重視して路線が考えられたとのご説明でしたので、市民にとって大変期待の持てるところです。市民の利用状況は試行期間中調査するとのご説明がありましたが、調査方法はどのようにするのでしょうか、決まっているようでしたらお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 今の市民のアンケートについては検討しているところでございます。

というのは、実はこれは当初予算にまだ計上しておりません。2年間の試行期間ということの中で、今考えているのは、12月補正計上に向けて2月ごろ調査できるのにどのような方法がいいか、市民調査書の無作為、アトランダムアンケート、あとは街頭でのアンケートとか、そのほか自治会長さんを通してお願いするという方法もごさいますが、ただ、年度末になりますので、自治会長さんをお願いするというのは大変ご負担になるというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、今、検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

実際にバスを走らせながらの調査ということは、先行投資をしながら、かなり費用をかけながらの調査ということになります。ただ乗った、乗らないだけの調査にならないことを願っております。せっかく多額の費用をかけて走らせたことが無駄になってしまいますので、路線をふやすことで便利になり、市民が実際にバスを利用する機会がふえることが最大の目的であると思っております。

先ほどお答えいただいたコンセプトがとっても長かったので、覚え切れなかったんですけども、要は接続連携あと空白地帯を埋め、いろいろ昨日から何度かお聞きしたんですが、このコンセプトは市民にダイレクトに伝わるでしょうか。つまり市民のニーズを市民の心をつかむコンセプトでないと、せっかくの新企画が企画倒れになってしまいかねません。本来ならば、ニーズ調査を行って、市民のニーズをつかみ、市民のニーズに沿ったコンセプトを打ち出し、そのコンセプトや長期的ビジョンに合わせた新路線を決定するというのが順序だと思えます。

新路線の収益を試算し、そのためにどの程度の

利用者増を目指すのか、その利用者増を達成するためには、どのような仕掛けが必要なのか、それらの検討が必要であったと思いますが、それらを全部飛ばして一旦スタートさせるわけですから、市民の足としてバス利用を定着させる工夫が必要であると考えます。

先ほど定着させるための課題として、乗っていただくこと、本数をふやすこと、あと利用者ガイドなどを配布するというふうにお答えがありましたけれども、市から一方的にこうなりましたよという情報を流すだけでは、高齢者には伝わりにくく、また、今まで車社会にどっぷりついていた市民の新たなバス利用も望めません。まずは乗り方を教えることから始めなくてはならないと思います。実際に乗ってもらい、バスの便利さを体感してもらい思い切った企画を立てなくては、利用はなかなかふえないのではないのでしょうか。

調査についても、ただ業者に委託して数値を集める調査だけではなく、今幾つかおっしゃいましたけれども、市民を巻き込んだ形で調査をしていただくと、きめ細やかなニーズがすぐえら思いますので、市民を巻き込んだのニーズ調査というのは、区長さん以外に何か方法はあるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 市民団体とか、いろいろあると思いますので、市民を巻き込んだそういったアンケートをとるという方法も、いろいろ検討したいと思うんですけども、一番地域に密着しているのは、自治会長さんなので、自治会長さんをお願いして、いろいろな情報をいただくということが一番時間のない中でいいかなとは思っております。

ただ、それは市全体としてやらなくちゃならな

いことでございますので、例えば偏ったデータというか、そういったことになってしまいますと、間違った施策をこれから展開する話になってしまいますので、市全体として、そういったものを吸い上げる。

年度末ごろアンケートということで、今、試行期間の中で検討はしておりますけれども、それと含めまして、来年の年度末、2月、3月になりますと、10月に運行を開始いたしますと、半年は経過するわけですね。その中で、予約ワゴンバスもしくはゆ～バスの事業者から、どういった利用者の反応というんですか、実際数字もはっきり出ますから、どの路線に何人の方が乗ったとか、そういったものが具体的に出てきます。ですから、そういったところの路線の利用された実績、それとアンケートをすり合わせて、それで今の路線が本当にいいのかどうか、そういったものを試行期間の中で十分検討して、できることならば、来年の10月には、そういったものを再度アンケートのほうと利用実績を両方勘案して、マイナーチェンジ的なものもやってみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

市民を巻き込んでの取り組みになれば、周知も進み、よりニーズに沿った運営企画が立てられると思います。

また、役所の方がみずから現場に向いて、情報収集することも重要です。数値データには出てこない生の声をぜひ集めていただきたいと思いますので、ご検討ください。

定着させるための大事な課題の一つに、先ほど路線をふやすとおっしゃっていましたが、ダイヤがあります。昨日の会派代表質問で、朝7時から

夜8時までの運行ということでしたが、一般的に通勤通学時間帯で収益を出せるようにしないと、路線バスというのは採算をとることが非常に難しいと思われませんが、新路線において、この点は考慮されていますでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 時間帯、7時から8時ということにつきましては、今動いているゆ～バスと同じ時間帯という形で、今回考えておりますけれども、もちろん乗る方が学生さん、通勤なさる方、あとは日中生活なさる方、お年寄りの方も含めて、皆さん誰でも乗っていただくという形の中で、その時間帯という形で決めておりますけれども、特に、JRもしくは民間バス、そういったところと連携をできる形で時間設定しておりますので、まずはJRを使って、黒磯駅もしくは那須塩原、西那須野駅、そういったところで乗って、南のほうにおりるか、北に行く方いらっしゃると思うんですけれども、そういった形で連携考えておりますから、時間帯は、もちろんそういった乗る方を含めて、時間帯を設定しているというふうに、うちのほうとしては進めております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 一般市民だけでなく、市役所で働く職員の方々も通勤にバス利用を期待できる大きなターゲットです。庁内でバス通勤されている職員が現在どのくらいいらっしゃるのかわかりませんが、仕事帰りに買い物をして帰るとい方は難しいとしても、買い物を担当しない方は、バス利用が可能なのではないのでしょうか。実際に乗って、使って、使い勝手を検討していただくと、よいデータが集積されるのではないかと思います。

また、市内で従業員を多数抱えている各企業に、新たなバス通勤を見込める人数や時間帯のデータを求めることも一案と考えますので、ぜひご検討ください。

次に、 について再質問いたします。

昨日のご説明によると、ゆ～バスは時刻表どおりに定時に走る路線が6路線40本、予約があるときだけ既定の路線を時刻表どおりに走る予約ワゴンバスが3路線26本の2種類があるということでしたが、予約ワゴンバスは、市民があらかじめ予約の電話を入れた上で、時刻表に合わせた時間にバス停まで歩いていき、時刻表どおりに来たバスに乗って、指定のバス停でおりるということとなります。煩雑な上、使い勝手はいま一つといった印象ですが、不採算路線に何とかバスを走らせるための試験的な取り組みと受けとめました。

このシステムでは、同じ時間帯に予約が重複して、バスが足りなくなるというような心配はないのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） まず、予約ワゴンバスは、先ほどお話をさせていただきましたように、9人乗りのワンボックス車でございますが、予約が1台で足りないというときも含めて、予備車も用意してございます。ですから、最大18人ということになりますので、それでも足りない場合には、随時考えたい。

路線によって、今までの実績を全部見て、新規路線はともかく、今までゆ～バスで予約バスに振りかわる路線が何路線かございます。そういったところの実績を勘案して、12台で何とか賄う、今までの実績を見てということと組んでありますので、今までの状況を見た中では十分、2台まであれば対応できると、もうそれ以上の場合には、ま

た別で考えるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 予約をしたのにバスがなくて乗れなかったということがあってはかわいそうだと思いましたので、ちょっとそれが心配でお聞きしました。

あと電話をして予約するのが面倒なために、利用を諦めてしまう人が中にはあるかと思えます。その場合、本来あるニーズも酌み上げられないこととなりますので、その点はどのように考慮されますか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 予約して乗るということにつきましては、1週間前から前日の6時までということで、今回は決めさせていただきました。

いろいろ考え方あると思いますが、予約の方法が住所、氏名、そういったこと等をおっしゃっていただければ、世帯で1人の方が事前登録いただければ、それはもう登録できるという形も含めて、事前登録と同じように、予約も電話でできますということで決めてありますので、その方法も含めて、実際走ってみて、いろいろ不都合がもし万が一出た場合には、試行期間の中でそれを修正していくという形で考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 煩雑であることはもうかなり覚悟しないといけないなと思っております。ぜひきめ細やかなデータ収集を行っていただくことをお願いしまして、最後の について再質問いたします。

市として、混乱させたという認識がはっきり伺

えなかったんですけども、情報の発信は認可の関係でおくれているというお答えでしたけれども、市として市民に対して情報を出す出し方なんですけれども、情報を出す側と受け取る側では、見え方が全く違うということ認識されていないのではないかなと思って心配しております。

情報を出す側は事業者として、既にたくさんの情報を持っております。自分たちが担当する分野で発信しますので、あらかじめ絵が見えています。ところが、受け取る側の市民は、何の情報も持たない状態で、突然文字だけで伝えられても、全体像が描けません。しかも伝わってくる情報は、担当部課ごとにばらばらに、その都度その都度発信される。市政懇談会において、複数の問い合わせがあったことから見ても、このたびの一連の情報の発信の仕方に配慮が欠けていたことは明らかだと思います。

役所では、予算の問題が解決すればいいのかもしれないんですが、市民にとっては、日々の毎日の移動手段の問題です。移動手段を持たない市民は、自分はどのように移動したらいいのか、日々悩んでいます。既存のシステムを一時的に廃止するならば、担当課ごとに縦割りで発表したり、わからなければ聞きに来てくださいというのではなく、まず、市は今後どのように公共交通の改善を図ろうとしているのか、きちんとビジョンを示した上で、現段階での市民の移動方法として、1、路線を定時に走るバスがある、2、予約を受けたときに走るワゴンバスがある、3、障害者の方を対象とした福祉タクシー制度がある、4、65歳以上の方には介護保険制度の中で移動支援サービスがある、5、その路線、ほかの路線に民間のバスがある、あとはタクシーの利用があるというように、全体像が見える形で情報を提供すると、高齢者の方でも、広い市民にわかりやすく混乱を与えな

ったと思いますが、いかがでしょうか。  
議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） これは公共交通は、たまたま生活環境部、うちのほうで担当しております、それについて今回ゆ〜バス、それを再編等含めて、予約ワゴンバスの新規路線という形になっておりますけれども、今、お話ありましたように、福祉タクシー、もしくは外出支援タクシー、そういったもろもろ含めて、広報的にどうだったんでしようかというお話だったというふうに承りましたが、部署ごとにやっている部分というのは多分にあったと思います。今回、その外出支援タクシーが廃止という部分を含めて、公共交通どうなんだという形で話があったことも事実でございますので、そういった広報について、部署ごとではなくて、総体的にそういったことも皆さんにお知らせするというのも、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 市長。

市長（阿久津憲二君） ただいまの総合的にお知らせせなげしなかったかと、この点については私も大変疑問を感じて、市役所の中で、どうも市役所の答弁は薄っぺらな紙一枚に見えるよと。その中身は、いわゆる障害を持った人が1,500人いて、そこに4,500枚のタクシー券が出ていますよとか、あるいは65歳以上の今言ったその介護保険制度の中で、外出支援のサービスをどうすれば受けられる、そういうものを総体とすると。この今回のバス路線については、これは本数から見ても、密度から見ても、多分 多分ですよ 県内ではない、そういう密度の路線になっている。

じゃ、市役所でやらないで、税金使わないで、公共交通にお世話になったらといっても、いわゆ

る今まで走っていたドル箱路線も全部公共バスというのは、ほとんどが赤字、そういうことで、走らせるためには、そこに何百万もの単独の補助を入れないと東野バスも走ってくれない、そういう状況をぎりぎりすり合わせて、この中に至った。

ですから、本当は去年の私就任して間もなくこの事業に取りかかったわけですが、ここで市民からの要望を3カ月聞いてというと、ことし中のスタートは多分難しかった。それで公平な、本当に要望が上がってくるかどうかというのも難しかったと私は思いますが、これも一つは、やっぱり急激に進む人口減、あるいは高齢化、こういうものにどうしたら迅速に対応できるかということで、市役所の中では、先ほどの除染ではありませんが、かなり狂いの来るような案件であったと。でもやると。やらなければ開けないと、こういう一つの例になっていたと理解しています。

それから、縦割りが過ぎるんじゃないかということですが、それを排除するために、就任後、その月から各部長さんとは必ず1カ月に一度、私は、今あなたの課題は何、どこかの部に絡んでいないか、そういうヒアリングをまめに毎月やっておりますし、あるいはそれをトータルして、庁議として各部長さんを交えた会議も最低1回、突然別の問題が出てくると臨時の庁議として、これらについても、だから市の情報というのは、各部横断で共有はされている。

ただ、こういうふうにとっても難しい、前に進まなければいけないけれども、どこで見切って進んでいくかというのは、これからはバスだけではなくて、政策の中に必ず出てくると。これを覚悟して、もうみんなで頑張ろうと、こういうような形で、現在バス路線の10月1日を決定しております。

一つご不満が残るのは、やっぱり許可が出るのがどうしても9月中旬というので、あと何日後

なんですけれども、これは発表できない仕組み、ちょっとそこがプレッシャー、こういうものもオープンにぼんぼん発表できると、もっと不安の払拭というのはなくなるとは思いますが、10月の運行までには準備周到に、もう準備しておりますので、また別な意味で安心感の出る運行につながっていくのではないかと、私の考えはそんな状況でございます。

今言った、いわゆるこの答弁についても一つのことじゃないんですよね。バス路線は、いわゆるタクシー券も絡む、あるいは障害者の福祉タクシーも絡む、介護制度も絡む、相当膨大なお金がそういうことで使われているわけでありまして、それを一体的に見せてくれないかと、私にも。部長からは紙1枚なんですよ、違うと。市のやっているものは立体的な答弁を今後、議員さんの答弁にもつくってくれということは、私のほうからも強く執行部に対して求めている案件でございます。ちょっと多言を弄しましたけれども、お願いします。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

本当に今回のことで、市民がいろいろ不安に思っていることをこの場で少しでも明確にできたらと思って、今回このテーマを取り上げさせていただきました。

安全で便利なまちづくりには、ドア・ツー・ドアが必要な方には適切なサービスをわかりやすくきちんと提供し、元気な方のためには、長く市民に愛されるような、使いやすい那須塩原ならではの公共交通システムをつくり上げて、次世代につなげていくことが一番の課題です。

ばらばらな開発で、後々の世でインフラ整備のために大きな負担をかけないで済むよう、全ての計画の整合性を図りながら、安全で便利なまちづ

くりを取り組むには、何よりトップの力強い指導力と先見性が鍵であると思っております。

今ちょうど市長から力強いお返事をいただきましたので、少し安心したところです。次世代に残すまちづくりのために、明確なビジョンをお示しいただき、全庁挙げて取り組まれますことを切にお願いし、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

議長（中村芳隆君） 以上で、1番、藤村由美子君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時21分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤 一 則 君

議長（中村芳隆君） 次に、5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 皆様、こんにちは。議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則であります。よろしくお願いを申し上げます。

今、大きく話題に上がっている2020年開催されます夏季オリンピック及びパラリンピックであります。一昨日未明のテレビで、ロゲIOC会長が遠く離れたブエノスアイレスの地から、オリンピックマーク封筒より開催地番号カードを取り出し、「東京」と読み上げられたときは、言いようのない感動を覚えました。

他候補地イスタンブール、マドリードとの投票において、東京がより多くの票を集められたのは、

安倍首相、猪瀬都知事初め、各分野の多くの人々の精力的なロビー活動、特色を生かしたプレゼンテーションによるところであります。政情の安定、そして放射能汚染水漏れ懸念の払拭により、安全面でほかの市よりまさっていたのが大きな要因と考えられます。

7年後の2020年東京大会が日本はもとより、全世界の人々に感動を与え、大成功を願ってやまないところでもあります。

それでは、通告書に従い、市政一般質問を行います。

1、消防行政について。

市政運営の基本、第1次那須塩原市総合計画（平成19年度から平成28年度）が策定され、まちづくりの基本理念の一つとして、「安全に安心して暮らせるまちづくり」が掲げられており、いつの時代も安全で安心して暮らせることが大切です。

消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力といった特性を生かしながら、火災、風水害、震災の災害対応はもとより、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしており、なくてはならない組織であります。

「ゲリラ豪雨」と称される局地的な集中豪雨など予測不能な災害がところ選ばず頻発しており、災害の形態も複雑多様で、大規模化していますので、その組織力がますます重要視されています。

しかし、消防団員数も、発足時は全国で208万人を超えていましたが、時代の経過と生活様式の変化に伴い、減少の一途をたどり、現在では約87万人と、総務省消防庁が掲げている100万人体制を大きく割り込んでいます。県内26市町の団員数も2003年度の1万5,681人から2012年度には1万5,001人に減少しています。本市においても減少傾向にあり、地域防災力の低下が懸念されますの

で、次の点についてお伺いいたします。

黒磯、西那須野、塩原各消防団の定数と団員数の推移をお伺いします。

現在の本市消防団の状況をどのように捉えているか、お伺いします。

今後の消防団活動の安定的な維持対策をどのように考えているか、お伺いします。

祭りやイベントのときの安全対策についてお伺いいたします。

以上、最初の質問であります。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 佐藤一則議員の質問に順次お答えいたします。

まず、黒磯、西那須野、塩原各消防団の定数と団員数の推移についてお答えいたします。

消防団員の定員につきましては、黒磯が730人、西那須野が355人、塩原が350人の合計1,435人が条例において定められております。

団員数の推移は、平成17年4月の実人数は黒磯693人、西那須野309人、塩原336人の合計1,338人でしたが、以後、年々わずかながら減少傾向となっており、平成25年4月現在では、黒磯が658、西那須野295、塩原342人の合計1,295人で、定数と比較しますと140人が現在不足している状況です。

また、2番目の現在の本市消防団の状況をどう捉えているかについてですが、全国的な消防団員の減少傾向は本市においても同様であり、消防団員の減少は、そのまま市の防災力の低下に直結する重要な課題であると認識しております。

本市消防団の状況につきましては、全国的な傾向である団員本人が会社勤めをしているなど、被雇用者の割合の増加は、本市においても例外では

なく、特に昼間時間帯の防災力の低下が懸念されております。

このような中、厳しい訓練を積み上げて、ポンプ操法競技会において、毎年のように、これは極めて優秀な成績をおさめていることや、火災時の出動、各種災害警戒や不審火警戒などの実施に当たったの献身的な活動など、消防団組織は、まさに本市の防災行政において重要な役割を担っていると認識しております。

また、今後の消防団活動の安定的な維持対策をどう考えているかについてもお答えしますが、近年の異常気象による災害の多発や不審火事件等の増加を踏まえ、市民生活の安全対策を強力に推進していくためにも、消防団組織の強化と活動の充実には欠かせないものであります。

消防団組織の強化と活動の充実を図るためには、団員の確保が最も重要であり、今後においても広報紙での周知や自治会の募集依頼等の機会を捉えて、団員の確保に努めていきたいと考えております。

また、団員の確保を推進する面からも、機能別団員や女性団員を積極的に増員し、消防団活動の活性化と安定的な維持を図っていきたいと考えております。

最後に、祭りやイベント時の安全対策についてもお答えいたします。

市内では、市が主催する祭りを初め、地区コミュニティや民間団体等が主催する花火大会等のイベントが年間を通じて開催されておりますが、それらのイベントには主催者等からの要請を受けて、会場警備などの業務に多くの消防団員が動員されております。このような業務への従事は、消防団員としての本来の職務ではありませんが、そのような要請を受けた場合には、団長の指揮命令のもと、できる限りの協力をいただいていると認

識しております。

過日の京都府福知山市の花火大会における事故を例にとるまでもなく、多くの人が集まるイベントには、さまざまな危険要素があるため、本来の職務外である会場警備等に従事する消防団員に対しては、団長を通じて安全対策を徹底するとともに、イベントの主催者側に対しても、今後、消防団員の動員要請をする際には、業務内容の点検と団員の安全対策を徹底して確保することを努力するよう申し入れていきたいとも考えております。

第1回目の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま最初の答弁をいただきました。 つきましては、本来の職務からずれているということでございますが、多くの祭り、花火大会やその他のイベントにも消防団、幅広く活躍していることを認識していただけるかと思っております。

、 、 と関連していますので、一括して、次の点についてお伺いをいたします。

本市の消防団員数も全国的な減少傾向と同様に、黒磯、西那須野、塩原消防団合計の条例定数1,435人に対し、年々減少し、本年4月現在で1,295人と定数より140人不足しており、充足率約90%で防災力が低下していると考えられます。

団員の職業が被雇用者の割合増加により、特に昼間時間帯の防災力の低下が懸念され、団員確保推進面から、機能別団員や女性団員を積極的に増員し、消防団活動の活性化と安定的な維持を図りたいとのことですが、現在の機能別団員数と女性団員数をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） まず、機能別の団員数でございますけれども27人、女性団員につきまし

ては10人という状況でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま機能別消防団員が27名、女性団員が10名ということですが、その団員に、合計で現在1,295人ということですが、その中に、この機能別団員と女性の団員も含まれているのか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほどの1,295人というのは一般の団員でございますが、機能別団員、女性も含まれております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 含まれているということでございますが、その場合の機能別団員と女性団員の定数はあるのか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） それらの定数というのは、特別設けておりません。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいまの答弁のとおり、機能別団員及び女性団員の必要性は十分認識しておりますが、それらの団員で多くの定員を満たした場合の防災力が懸念されるところであります。その点についてどのように考えているか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 当然、定員というものについては、最低限必要な人数であるということから、条例化されているものというふうに思っております。

そういった中で、機能別消防団、女性団員がまだ不足をしているという現状でございます。消防

団OBとか、女性の方に対しまして、これから働きかけをいたしまして、人員の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） その必要性は十分私も認識しているところでありますが、機能別消防団員と女性団員が定数に占める割合が通常の団員をはるかに超えて入ってきてしまったときの防災力の低下というのを懸念されますけれども、その点についてはどのように考えているか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 機能別消防団員につきましても、身分的には消防団員という取り扱いをしております。そういった中で、現実的にはOBの方が多というふうにも聞いております。ただ、現在の団員の方との差というものは当然出てくるわけですので、機能別消防団員の充実を図るのはもちろんでございますけれども、一般の団員の確保、これが一番重要であるというふうに考えておるところでございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） わかりました。団員確保には消防団はもとより、地域でも努力しているところだと思います。

市民の生命、身体、財産の安全確保には欠かせないのが消防団員であります。近年では、阪神・淡路大震災や一昨年3月11日の東北地方太平洋沖地震など、また、本市においても未曾有の被害をもたらしました那須水害や大規模工場火災などで、その組織力で生命、身体、財産の安全確保とともに、被害拡大の防止に活躍されたところは記憶に新しいところかと思っております。

私も当時消防団員で、現役でありましたので、

その大規模化したときの苦勞、その辺は通常ですと、なりわいとしている消防の職員が対応できずけれども、そのようなときには連携をとりまして、団結してやっているのが消防団ということを確認しておりますので、その辺も十分皆さんにおいても知っておいていただきたいと思っております。

年々減少する消防団員の確保の一環として、本県のある消防本部において、本年度から市内の飲食店や宿泊施設、ゴルフ場に協力を求め、団員手帳を提示すると料金のサービスが受けられるサポート事業に乗り出しております。その効果が注目されているところであります。

同本部は、団員減少や高齢化により、地域防災力の低下などを懸念して、2年前から対応策を協議して、団員を優遇してくれる協力店を求めるとともに、地元商店街や商業施設の活性化の一助にしようとして企画されたものであります。今春実施要項を策定し、各種団体などを通じて登録を呼びかけ、36店が登録されております。

例えば、業種は飲食店や宿泊施設、ガソリンスタンドや電気工事店などでありまして、そのサービスの一例としまして、飲食代の5%引き、またオイル交換25%引き、そば店においては700円以上の飲食をすると100円の割引券が団員のみならず家族のほうにも提供され、その期待は大きく寄せられるところであります。そのような取り組みに対しまして、本市ではどのように考えているか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 日光市の取り組みにおきましては、先進的な取り組みであるというふうには見ております。

本市で具体的なものというものは、まだ検討は

しておりませんが、日光市での今後の経過を見守りながら、取り組めるかどうかというものについては検討してまいりたいというふうには考えております。

また、そのほかでございますけれども、特に消防団協力事業所表示制度、こういったものもあるようでございますので、そういったもの、またあわせて若い従業員がいる事業所等においても、市のほうからの働きかけというものも必要ではないかというふうを考えております。それらを総合的に含めまして、今後検討してまいりたいというふうを考えております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） また、それとは別に先日、自民党のほうから、消防団員の減少を食いとめるため、地域の防災力を高めるため、企業や学校に対しまして、社員や学生が消防団に積極的に加入しやすい環境をつくるような努力義務を課すことを柱とした法案を秋の国会に提出することを決めました。そのような動きに対して、それに対しても本市では、どのように捉えているか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） やはり国におきましても全国的な消防団員の不足ということを受けまして、先ほどおっしゃったようなことを法案としてのせるということであろうと思います。それらの状況等を見ながら、本市として取り組めるものにつきましては、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 今後よろしくお願ひいたします。

私も消防団に36年間在籍しておりまして、数年

前に団員は離れておりますが、当時から、特に後半、団員の確保には非常に苦慮したことを思い出しております。ほとんどの部において、年功序列ではございませんが、退団するときには、ほとんどの部において、部長、副部長等を団歴の長い順から退団していくのがほとんどでありまして、その前に新入団員を確保してから退団するようにと、また、確保できない場合は、部長職から一度一般団員に戻りまして、新入団員が確保できてから退団する等、いろいろな施策をしてきましたが、やはりそれらにも限界がありまして、非常に苦慮した思い出があります。

また、広報活動といたしましても、何年前かはちょっと正確な数字はわかりませんが、多くの関係機関の皆様のご支援、ご協力によりまして、消防祭りが開催されております。その広報活動においても多くの市民がなりわいとしている消防署の職員と消防団員との違いがわからないというのが現状であります。消防団は世界に類を見ない地域防災組織であり、国民の財産であると考えております。消防団、消防署、自治会等の地域、そして行政が一体となり、この問題に取り組んでいくことで、危機的状況を解決できると考えております。

阿久津市長におかれましては、長年にわたり消防団員として活躍されていたのは承知のとおりでありまして、それに対しましての敬意と感謝を表すところであります。消防にも精通されておりますので、今後ご尽力を賜りますよう、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

以上で最初の質問を終了し、次の質問に移ります。

2、児童・生徒の登下校時の安全について。

民間調査機関の「データでみる地域」の都道府県・主要都市世帯当たり自家用乗用車保有台数に

よりますと、本市は世帯当たり台数で全国10位、1人当たり台数で4位と、自家用乗用車保有率が非常に高くなっています。これらはさまざまな要因で公共交通機関が発達しなかったのが大きな理由に上げられております。通勤や買い物など外出になくなくてはならない必需品となっております。

しかし、児童生徒の登校時と通勤時間帯が重なり、慌ただしさもあり、交通事故の危険性も非常に高いものとなっております。昨年度時点での本市の通学路における危険箇所が75カ所あると伺っております。その対応として歩道の設置等が難しく路線の変更、ボランティア等による立哨指導、警察への要望や道路管理者の改善が未定の箇所では交通安全指導、道路管理者による歩道や路側帯、ポストコーンの設置等でのハード面整備と児童生徒への交通安全教育によるソフト面の充実で、安全確保にご尽力をされていることに対しましては敬意を表するところであります。予算面、警察や県等の関係機関との調整等で、危険箇所全てが一気に解消することは困難であると理解をしております。

しかしながら、県道34号線、黒磯黒羽線と市道石丸鍋掛線の交差点、鍋掛小学校入り口の信号機と横断歩道についてであります。信号機は県道34号側交差点東端に2基ついています。歩道は県道34号の北側についています。市道には西側にポストコーンが最近設置されました。市道を通って登校する児童が県道を横断するには、一度市道を西側から東側に横断し、県道側の信号が赤になってから県道を横断しなければなりません。市道を西側から東側に横断する際、県道黒羽側からの左折車と県道黒磯側からの右折車が同じ青信号で横断しなければならず、非常に危険であります。下校時も登校時と逆の手順でありまして、同じく危険であります。

現在、登校時におきましては、先生と交通指導員数名で交通指導に当たり、対処しているところであります。非常に危険で不便を来していますので、次の点について伺います。

このような現状をどのように捉えているか、伺います。

今後の改善対策があるか、伺いいたします。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 児童生徒の登下校時の安全について2点ほどお尋ねがありますので、順次お答えをいたします。

まず、ご指摘の箇所につきましては、昨年度調査した本市の通学路における75ある危険箇所の一つということで認識をしています。

過日、私も児童生徒と交通指導員の方とこの横断歩道を渡りました。確かにこの石丸鍋掛線と県道が交差する部分については信号設置がなく、非常に横断歩道の延長も長いということで、県道からこちらの市道、つまり石丸鍋掛線のほうに右折車あるいは左折車で進入してくる車について、非常に危険さを感じたところであります。

したがって、私も昨年度の危険箇所の調査のとおり、この場所については危険箇所であるという認識を持ってあります。したがって、児童の登下校時における通学路の安全の確保及び改善に向けた取り組みが当然必要であるというふうな認識を持っておるところであります。

次に、今後の改善対策についてであります。現在、横断歩道の設置、信号機等の移設ということで、昨年度の75カ所の対応策ということで信号機の移設等ということで伺っておりますが、私自身もあの現場を見まして、信号機の移設をして、

石丸鍋掛線から直に県道を横断できるというふうなことで、そちらに信号を移設するほうがいいのではないかというふうな感じを持っておりますが、この改良あるいは改善については、いずれにしましても関係機関等に強い要望、これらの実現化をお願いするという形になります。

したがって、現行これらの改善が対策としてなされるまでは、従前どおり学校の協力、あるいは地域の方の協力、あるいは交通指導員さんのご苦労によるしかないということで、それらの協力を得ながら、しばらくは改善するまでは現行体制で臨みたいと、このように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私も何度か通って危険性を感じておりますが、やはり私も教育部長と同じく、信号の移設が一番ベストではないかと考えております。

について再質問を行いたいと思います。

危険箇所が75あるということですが、その75のうち、現在までに改善されて、かなり進んでいるとは思いますが、まだ未整備の箇所は何カ所あるか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 未整備の箇所につきましては、箇所数についてはちょっと手元には現在用意をしていないんですが、昨年度公表した75カ所の対応策が幾つか、歩道の設置、ポストコーンの設置、あるいは信号機の設置等で対応策が出ておりますが、改善された部分は一、二カ所程度のポストコーンの設置にとどまっている状況でございます。

議員のご指摘がありましたように、なかなかハ

ード面での改善ということがにわかには実現されないということがございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） その未整備箇所の今後の修繕計画であります。そちらが現在策定されていればお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） こちらの整備に係る一連の計画等につきましては、昨年は私も教育委員会、警察、あるいは市の生活課、ほかの部局合同で、あるいは道路課も含めまして、こういった危険箇所の点検に当たったわけです。

ハード的な改善については、教育委員会は要望事項とか、学校から出てきている内容等を酌み取ってお願いをしていくという立場なものですから、改善については、大田原土木事務所が所管する県道であったり、あるいは市道、これは内部的な話になりますけれども、建設部あるいは生活課のほうには、教育委員会としては強くお願いをしていくと、このような形になろうかと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） につきましては、よくわかりました。

続いて、 の再質問を行いたいと思います。

先ほど横断歩道の設置、信号機の移設等について、警察と関係機関との協議をして、安全対策をなされていることということではあります。そのことに対しましては感謝を申し上げるところであります。その協議内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 今、議員がご指摘になっている例の信号機の移設の場所につきましては、現在、那須塩原警察署を通しまして、県警本部のほうへ26年度移設、設置できないかということで、強く要望しているところでございます。そうであっても、現時点としまして、設置見込みについては、現時点としては何とも言えないという状況になっておりますけれども、警察を通しまして、県警本部のほうには、もう話は行っておりますという状況でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） わかりました。ご尽力ありがとうございます。

この鍋掛小学校入り口交差点は、通学路でもありまして、通勤路でもあります。特に登校時と出勤時が重なりまして、大変危険な場所であります。

先ほどから申し上げているとおりに、市道南側から鍋掛小学校に登校する児童は、県道を横断する際に、交差点で一度右折をする必要があります。その際に、対面しております黒羽側から左折する車と黒磯側から右折する車が同じ青で渡らなければならないということでもありますので、非常に危険であります。私も何度かその時間帯に歩行を体験しておりまして、身をもってその危険性を感じておりますので、悲惨なる事故が起きる前に、早急な改善をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の市政一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、5番、佐藤一則君の市政一般質問は終了いたしました。

議長（中村芳隆君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分

散会の宣告